

豊かな大地に輝く笑顔 地域が育む 小川町

小川町次世代育成支援行動計画

後期行動計画



平成 22 年 3 月

小 川 町

小川町次世代育成支援行動計画の策定にあたって

小川町では、次世代育成支援対策推進法に基づき、「豊かな大地に 輝く笑顔 地域が育む小川町」(次世代育成支援行動計画、平成 17 年度～平成 21 年度)を策定し、子どもたちが健やかに成長するまちの実現に向け、多様な保育サービス、乳幼児医療費制度の拡充、母子保健対策や放課後学童クラブ等の充実、子育ての不安や児童虐待への対応など、子育て支援のための様々な取り組みを推進してきました。

国では、平成 19 年 12 月に「子どもと家族を応援する日本」という重点戦略を取りまとめ、就労と出産、子育ての二者択一構造の解消のため、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を今後取り組むべき次世代育成支援の新たな方向性として示しました。

この度、前期計画が終了することから、国の新たな指針やこれまでの取り組みの成果と課題、町民の子育てを取り巻く環境を踏まえて、今後 5 年間の小川町子育て支援に関する総合的な計画として、後期計画を策定いたしました。

この計画に当りましては、「すべての子どもに笑顔が輝くまち」を実現するため、こうした取り組みに併せ、家庭、学校、地域そして企業等のみなさまと連携しながら様々な取り組みを進めてまいりたいと思います。

本計画の円滑な推進に当たりまして、町民のみなさまに今後とも一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画の策定に当りまして、調査等にご協力いただきました町民のみなさま、そして、貴重なご提言にご尽力いただきました策定委員のみなさまに心からお礼を申し上げます。

平成 22 年 3 月



小川町長 笠原 喜平

目次

第1章 計画策定にあたって	
第1節 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
第2章 小川町次世代育成支援の現状	
第1節 少子化等の現状	3
1 少子化の動向	3
2 子育て家庭の状況	12
第2節 子育て支援サービスの状況	15
1 保育園の状況	15
2 家庭保育室の状況	17
3 幼稚園の状況	17
4 学童保育の状況	18
5 母子保健事業の状況	19
6 子育て支援サービスの状況	20
第3節 ニーズ調査結果からみた子育て状況	21
1 子育ての状況	21
2 平日保育サービス（就学前）	32
3 土曜日・日曜日・休日の保育サービス（就学前）	33
4 学童保育（就学）	33
5 一時預かり（就学前）	33
6 病児・病後児保育（就学前）	33
7 子育て支援拠点事業（就学前）	33
第4節 前期計画事業の進捗状況	34
第3章 計画策定の基本的な考え方	
第1節 基本理念	47
第2節 基本的な視点	48
第3節 基本方針	50
1 基本方針	50
2 施策の体系	52
第4節 次世代育成支援の課題	53
1 地域における子育て支援の課題	53
2 母子の健康の確保及び増進の課題	54
3 子どもの健全育成に向けた教育環境への課題	55
4 子育てを支援する生活環境への課題	56

5	仕事と生活の調和への課題.....	57
6	子どもの安全の確保への課題	57
7	要保護児童への対応などの取組みへの課題.....	58
第4章 個別施策の展開		
基本方針1	地域における子育ての支援.....	61
(1)	地域における子育て支援サービスの充実.....	61
(2)	保育サービスの充実	61
(3)	子育て支援のネットワークづくり	62
(4)	児童の健全育成	63
基本方針2	母子の健康の確保及び増進.....	64
(1)	子どもや母親の健康の確保	64
(2)	「食育」の推進	64
(3)	思春期保健対策の充実	65
(4)	小児医療の充実	65
基本方針3	子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備.....	66
(1)	次代の親の育成	66
(2)	子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備	66
(3)	家庭や地域の教育力の向上	67
(4)	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	67
基本方針4	子育てを支援する生活環境の整備.....	68
(1)	良質な住宅及び居住環境の確保	68
(2)	安心して外出できる環境の整備	68
(3)	安全・安心まちづくりの推進等	68
基本方針5	仕事と生活の調和の推進.....	69
(1)	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	69
(2)	仕事と子育ての両立の推進	69
基本方針6	子ども等の安全の確保.....	70
(1)	子どもの交通安全の確保.....	70
(2)	防犯活動、防災対策の推進	70
(3)	被害に遭った子どもの保護の推進	70
基本方針7	要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進	71
(1)	児童虐待防止対策の充実.....	71
(2)	ひとり親家庭等の自立支援の推進	72
(3)	障がい児施策の充実	72
第5章 目標事業量の設定		
第1節	特定事業の二ーズ量.....	73
第2節	特定事業の目標設定.....	76
1	通常保育事業.....	76

2	延長保育事業	77
3	夜間保育事業	77
4	トワイライトステイ事業（夜間児童養護施設）	78
5	休日保育事業	78
6	病児・病後児保育事業	79
7	放課後児童健全育成事業（学童保育室）	79
8	一時預かり事業（一時保育事業）	80
9	地域子育て支援拠点事業	80
10	ファミリー・サポート・センター事業	81
11	ショートステイ事業	81
第6章 次世代育成支援行動計画の推進体制		
1	取組方針	83
2	庁内推進体制	83
3	地域推進協議会の設置	83
4	計画の進捗管理と点検・評価	84
資料編		
1	計画策定の経緯	85
2	次世代育成支援に関するニーズ調査報告	87
3	次世代育成支援に関するヒアリング調査報告	88
4	小川町次世代育成支援後期行動計画策定委員会設置要綱	89
5	小川町次世代育成支援後期行動計画策定委員会委員名簿	90
6	小川町次世代育成支援後期行動計画庁内検討委員会設置要綱	91

第1章

計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景・趣旨

「次世代育成支援対策推進法」は、少子化や核家族化などの進行により社会環境が変化する中で、家庭や地域の子育て力の低下に対応するため、次世代を担う子どもを育成する家庭の支援及び子どもが健全に育つための環境整備のために、平成15年7月に制定されました。

この「次世代育成支援対策推進法」を受け、国や地方自治体及び事業主が、次世代育成支援のための具体的な取組みを促進するために、それぞれ行動計画を策定し実施していくことになっています。

小川町においても、平成17年3月に「小川町次世代育成支援行動計画」を策定し計画を推進しています。

国は、「1.57ショック」以降、「次世代育成支援対策推進法」等、様々な少子化対策に取り組んできましたが、ひとりの女性が生涯に出産する子どもの目安となる合計特殊出生率は平成20年には1.37と、長期的に人口を維持できる水準2.07より大幅に下回っており、依然として少子化に歯止めがかからない状況となっています。

国は、予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成18年6月、少子化社会対策会議において、「社会全体の意識改革」と「子どもと家族を大切に作る」観点からの施策の拡充という2点を重視した、「新しい少子化対策について」を決定しました。

さらに、平成19年12月の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議においては、「結婚や出産・子育てに関する希望と現実の乖離の拡大」や「今後の人口構造の変化を踏まえた重点課題」が重点戦略策定における視点とされ、就労と出産・子育ての二者択一状況を解消し、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」(「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み)を車の両輪として進めていくことが必要としています。

小川町においても、こうした状況を踏まえつつ、次世代育成支援行動計画前期計画を中期的に見直し、次世代を担う子どもを育成する家庭への支援と子どもの健全育成をより一層充実させるため、新たに後期行動計画を策定することとなりました。

2 計画の位置付け

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づき、小川町におけるすべての子どもと家庭を対象に、子どもの家庭、地域、事業所、行政などが子育てに取り組む方向性を示すものです。

なお、この法律は平成26年度までの10年間の時限立法で、市町村行動計画はこの期間において集中的・計画的な取組みを推進するためのものとなっています。

また、この計画は小川町総合振興計画をはじめ、他の既存計画と次世代育成支援行動計画との整合性を図ることが重要となっています。

3 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は、平成17年度から10年間の集中的・計画的な取組みを促進するために制定されました。

平成17年度を初年度とし平成21年度までの5年間の前期、平成22年度から平成26年度までの5年間の後期とする2期10年間の計画期間とし、後期計画については前期計画に係る必要な検証を行ったうえで見直します。

前期行動計画					後期行動計画				
平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度



見直し

図 次世代育成支援対策行動計画

第2章

小川町次世代育成支援の現状

第1節 少子化等の現状

1 少子化の動向

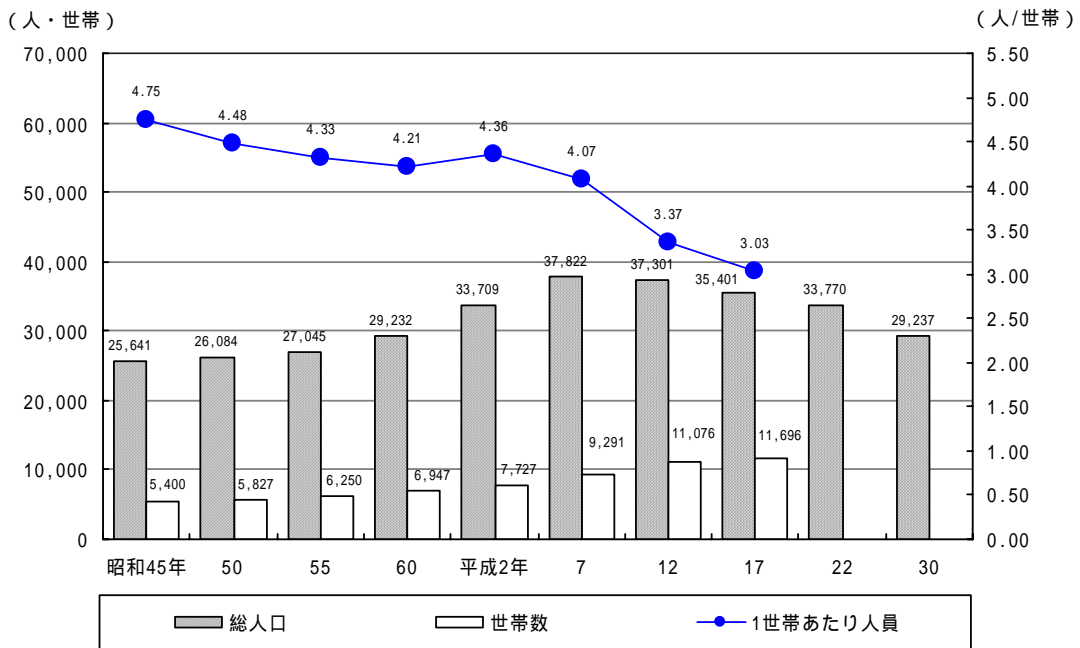
(1) 人口の推移

総人口と世帯数の推移

国勢調査によると総人口は、昭和45年から平成7年にかけて増加傾向を示し、平成7年の37,822人をピークに年々減少傾向にあります。推計(1)による総人口をみると、平成22年は33,770人、平成30年では29,237人と、今後も減少傾向が続くと予測されます。

また、1世帯あたり人員をみると昭和45年から昭和60年にかけて緩やかに減少し、平成2年に4.36人と増加したものの再び減少となり、平成17年には3.03人となっています。

図 小川町の総人口と世帯数の推移



資料：昭和45年から平成17年までは国勢調査(各年10月1日現在)。平成22年以降は推計値(各年4月1日現在)。

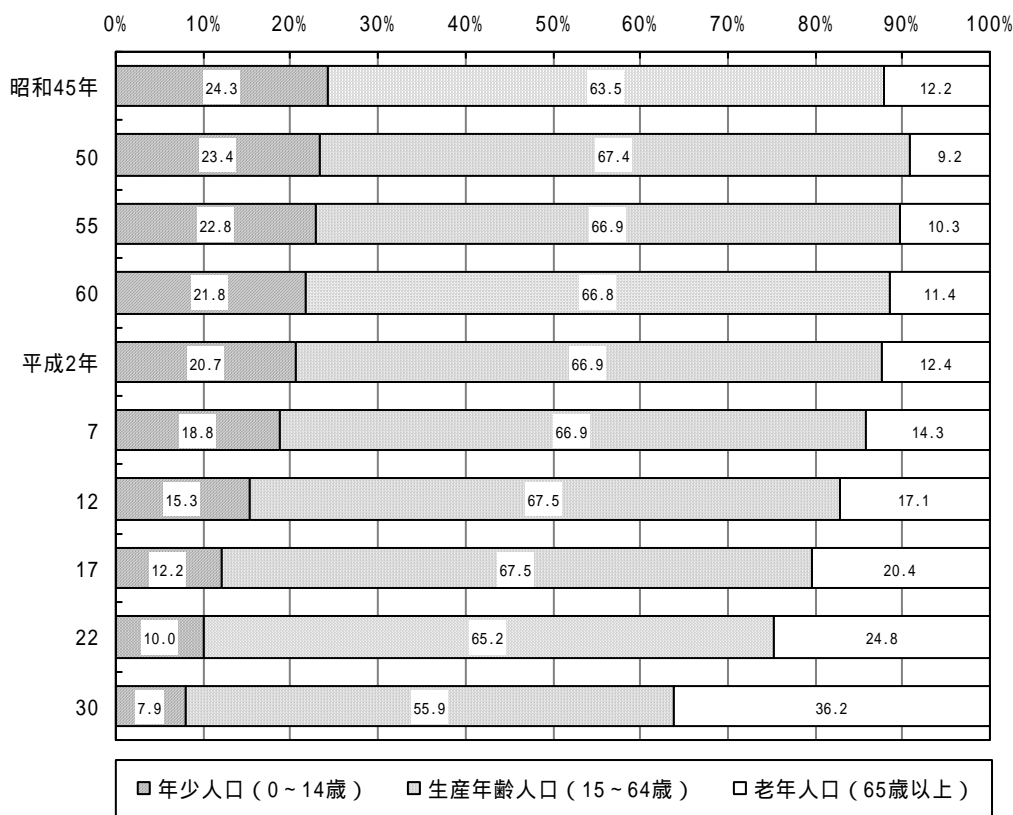
- 1 人口推計はコーホート変化率法による。コーホート変化率法とは、ある時期の年齢階層1歳ごとの変化率を算出し、その変化率が将来にわたって継続するものと仮定する推計方法。0歳児の出現数は、婦人子ども比により算出される。

国勢調査による人口構成をみると、年少人口は昭和45年から年々減少し、平成17年には12.2%まで減少しました。推計による年少人口をみると、平成30年には7.9%まで減少することが予測されます。

一方、老年人口においては、昭和55年から増加の一途を辿っており、平成30年には36.2%まで増加すると予測されます。

このように、少子化の影響による年少人口の減少、生産年齢人口の減少、さらに高齢化率の上昇が加速することで、今後人口構造の変化が生じ、経済社会等、社会全体に大きな影響を与えることが懸念されます。

図 小川町の人口構成（年齢3区分）の推移



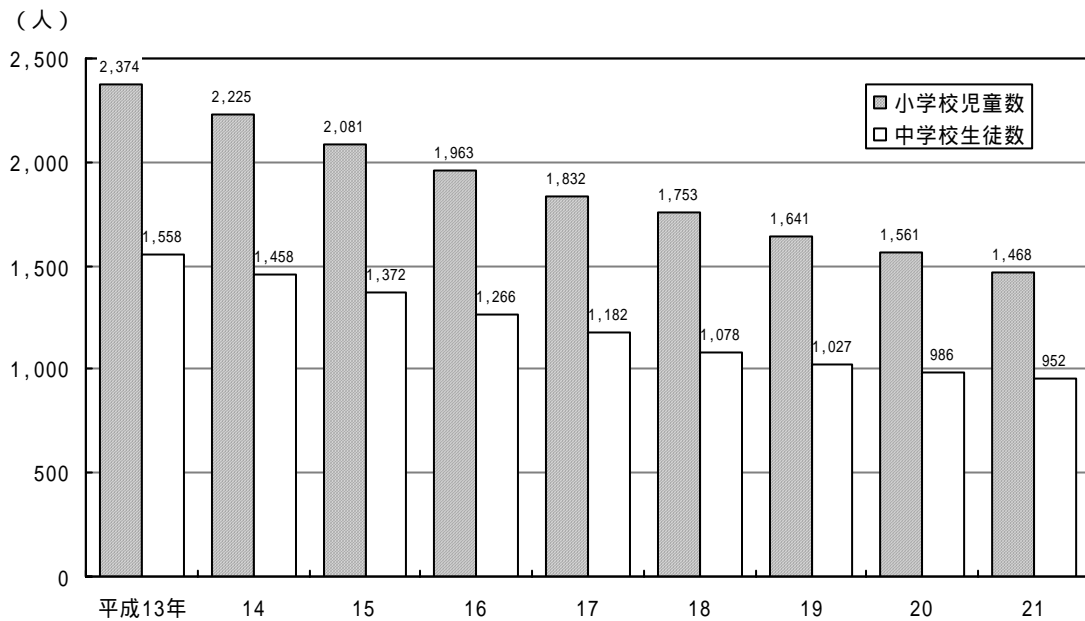
資料：昭和45年から平成17年までは国勢調査（各年10月1日現在）。平成22年以降は推計値（各年4月1日現在）。

児童・生徒数、学級数の推移

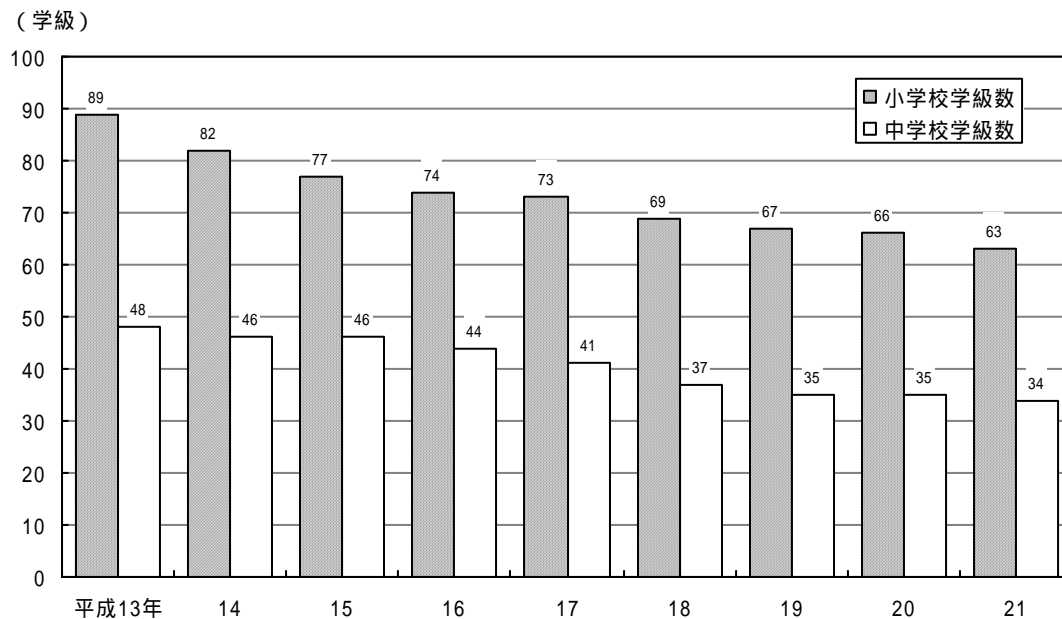
児童・生徒数は、小学校、中学校ともに減少傾向にあります。平成13年から平成21年にかけて、小学校では906人の減少、中学校では606人の減少となっています。

また、学級数についても減少しており、平成13年から平成21年にかけて、小学校では26学級の減少、中学校では34学級の減少となっています。

図 小川町の児童数・生徒数、学級数の推移



資料：教育委員会（各年5月1日現在）



資料：教育委員会（各年5月1日現在）

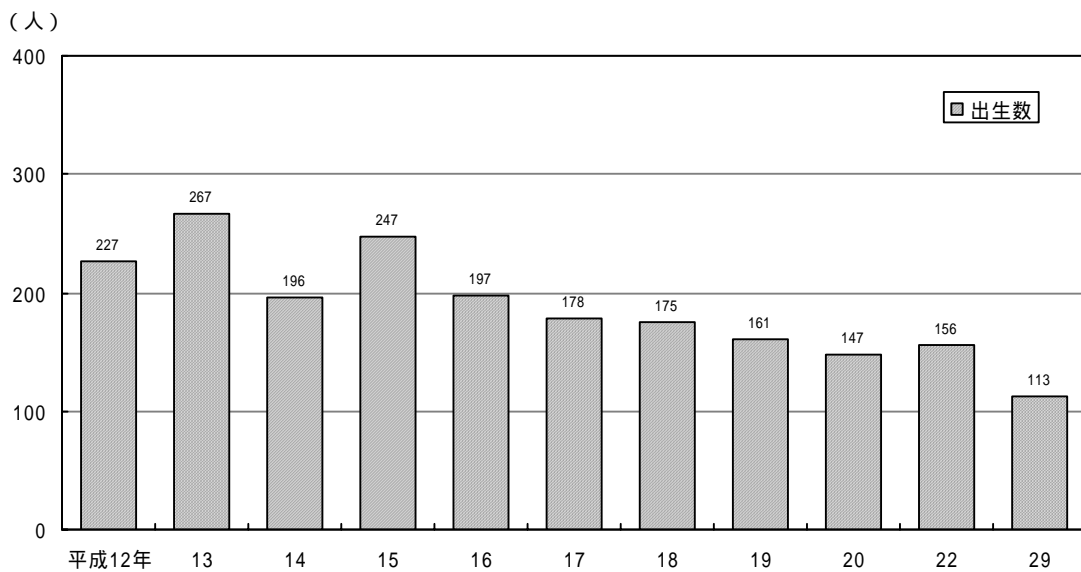
(2) 出生の動向

出生数の動向

小川町における出生数は、平成12年から平成20年にかけて増減を繰り返しながら減少し、平成12年には227人であったものが、平成20年には200人を下回り、147人となっています。

推計による出生数をみると、近年における出生率の低迷及び生産年齢人口の減少等の影響により平成29年には113人まで減少すると予測されます。

図 小川町の出生数の推移



資料：平成12年から平成20年は埼玉県人口動態（埼玉県保健医療部保健医療政策課）。平成22年、29年については推計値（各年年度末人口）



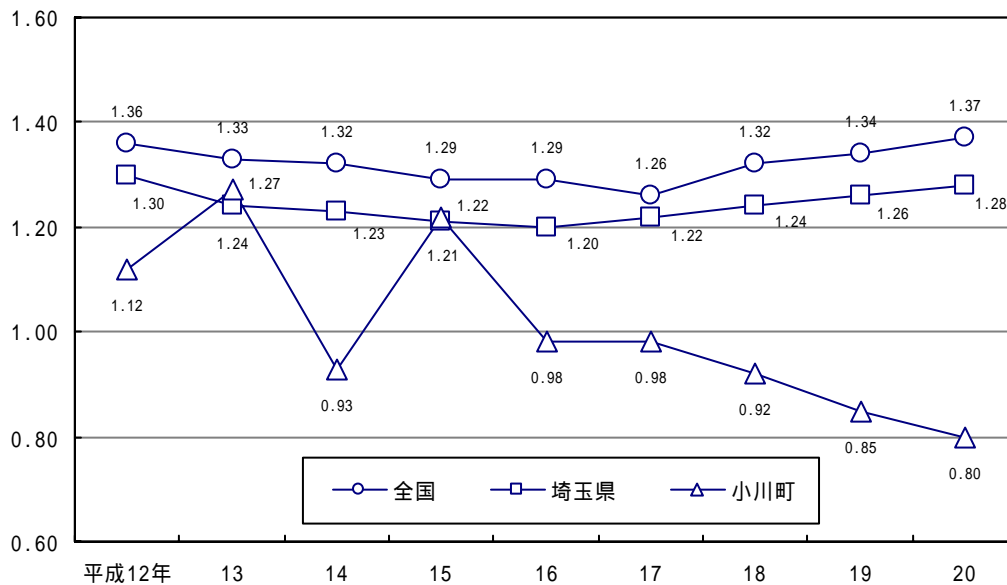
合計特殊出生率の推移

小川町における合計特殊出生率（ 1 ）は、平成 12 年から平成 16 年にかけて増減を繰り返しながら減少し、平成 17 年以降は減少の一途となっています。

全国及び埼玉県と比べても低いものとなっており、依然として人口置換水準（ 2 ）を大きく下回る状況が続いています。

図 合計特殊出生率の推移

（合計特殊出生率）



資料：埼玉県人口動態（埼玉県保健医療部保健医療政策課）

- 1 合計特殊出生率とは、その年次の 15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。
- 2 長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準を「人口置換水準」という。この水準を下回ると人口が減少することになり、人口学の世界では、この水準を相当期間下回っている状況を「少子化」と定義している。標準的な水準は 2.1 前後、近年の日本における値は 2.07～2.08 であるが、男女の出生性比等の違いによって変動する。

(3) 婚姻の動向

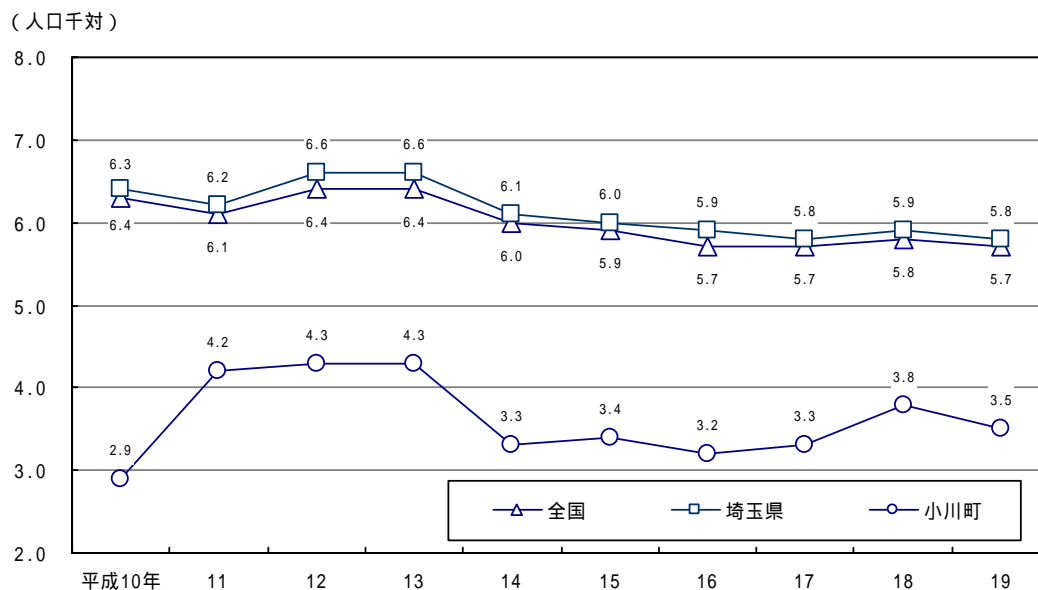
厚生労働省「人口動態統計」によると、わが国では2007年に生まれた子どものうち、98%は嫡出子(法律上の婚姻をした夫婦間に出生した子)となっています。したがって、結婚しない人の割合が増加すれば、出生数の減少に直接的な影響を与えます。このため、未婚化・晩婚化は少子化の最も高い要因の一つとして指摘されています。

婚姻率の比較

小川町における婚姻率(人口千対)の推移では、平成10年から平成13年にかけては増加傾向となっていました。平成14年以降は3.5%前後を推移しています。

1970年代前半(昭和45年から昭和49年)の第2次ベビーブーム期の婚姻率は概ね10.0以上であったことから、近年では小川町だけでなく、全国・全国的に半分以下に落ち込んでいることがわかります。

図 婚姻率(人口千対)の比較

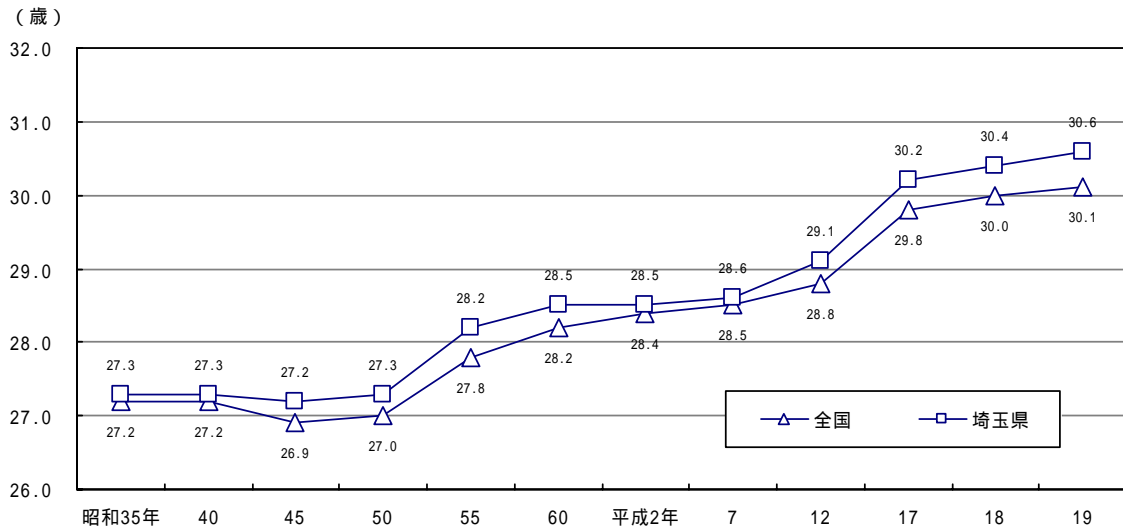


資料：埼玉県東松山保健所。人口千対=(年間婚姻数/町人口【10月1日現在】)×1,000

平均初婚年齢の比較

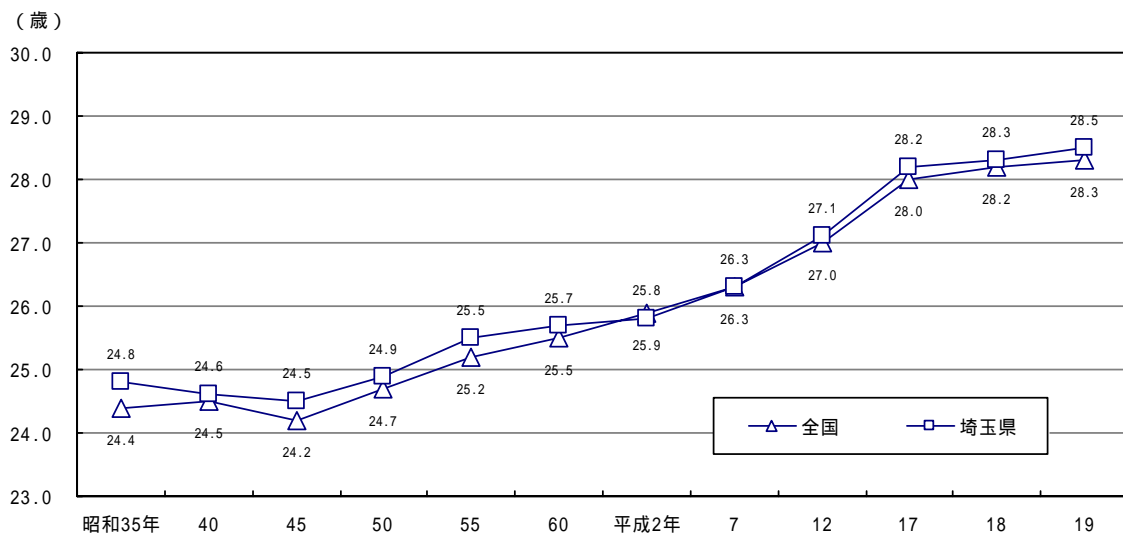
全国と埼玉県の平均初婚年齢の推移は、昭和35年から昭和45年にかけて夫妻とも25歳前後であったものが、平成19年では夫が30歳、妻が28歳と上昇傾向を続けており、結婚年齢が高くなる晩婚化が進行していることがわかります。

図 平均初婚年齢（夫）の比較



資料：埼玉県の人口動態概況

図 平均初婚年齢（妻）の比較



資料：埼玉県の人口動態概況

(4) 人口・年少人口の将来予測

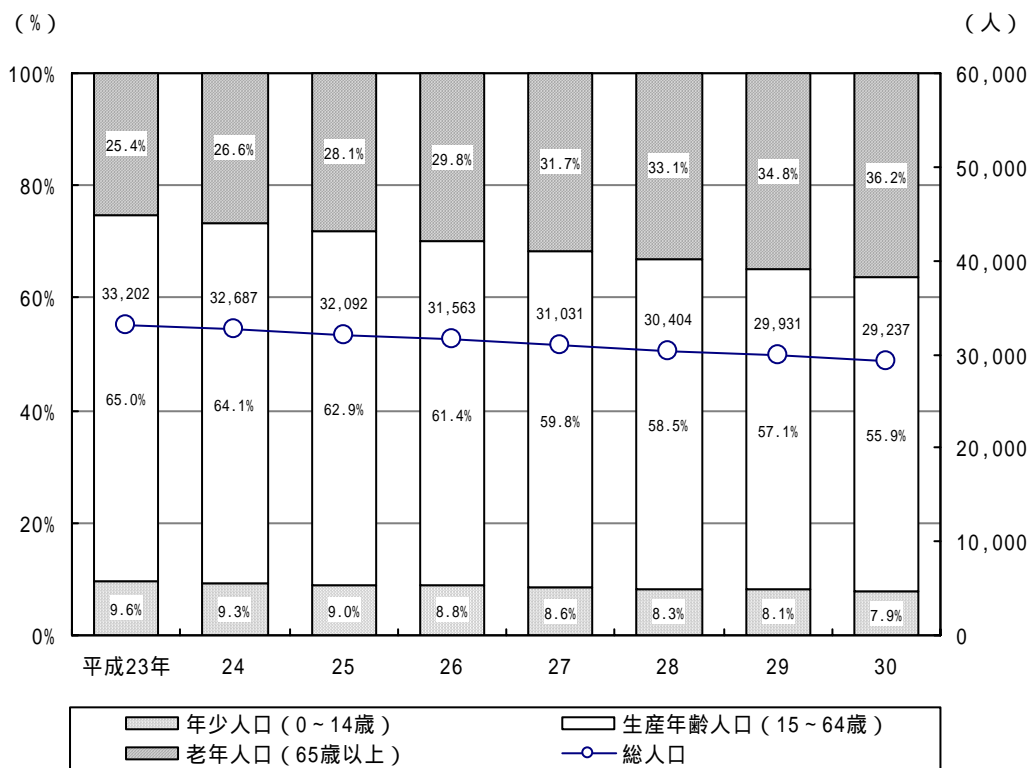
総人口・人口構成の推移

人口推計によると、小川町における総人口は平成23年から平成30年にかけて3,965人減少することが予測されています。

年齢3区分の人口構成では、年少人口が1.7%の減少、生産年齢人口が9.1%の減少、老年人口では10.8%の増加が見込まれています。

今後は、少子化を伴う生産年齢人口の減少及び超高齢社会(1)が着実に進行することが予測されます。

図 小川町の人口推計(総人口・年齢3区分)



資料：子育て支援課。推計値(各年4月1日現在)。

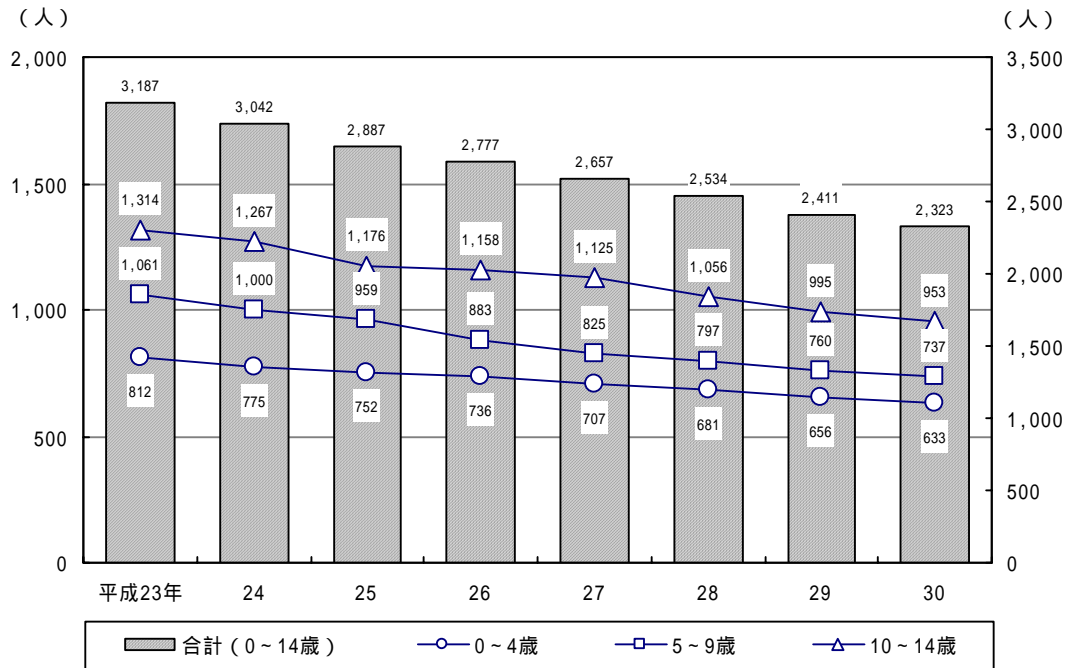
1 一般的に、老年人口が7%~14%を高齡化社会、14%~21%を高齡社会、21%~を超高齡社会という。

年少人口（0～14歳）の推移

人口推計によると、小川町における年少人口（0～14歳）は、平成23年から平成30年にかけて864人減少することが予測されます。

年齢5歳階級別にみると各年齢層で減少傾向を示しており、10～14歳児の減少が最も多く361人の減少が見込まれています。

図 小川町の人口推計（0～14歳児童人口）



資料：子育て支援課。推計値（各年4月1日現在）。



2 子育て家庭の状況

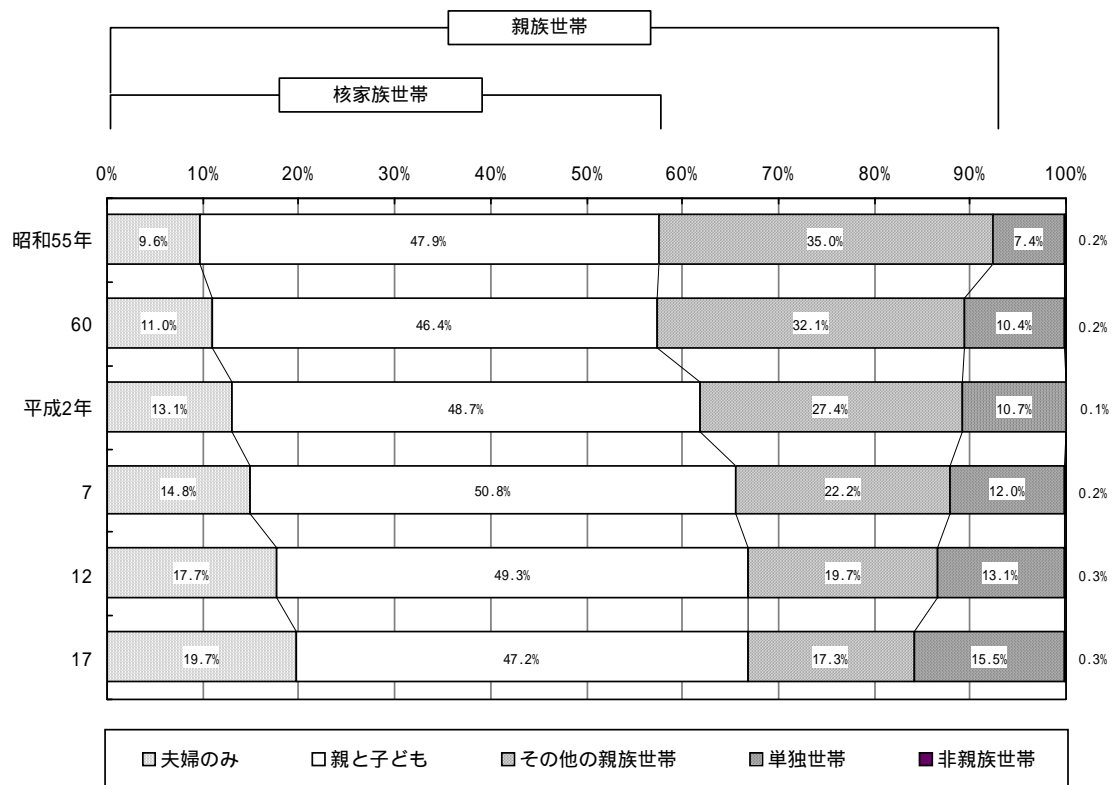
(1) 世帯の動向

家族形態の変化

世帯の家族類型比率をみると、昭和55年から平成17年にかけて単独世帯や夫婦のみの世帯が増加しており、親と子どもの世帯はほぼ一定の推移となっています。

夫婦のみの世帯の一部では、結婚しても子どもを持たない夫婦のみの世帯あるいは子どもを持たない夫婦のみの世帯が増加しており、出生数の低下の一因を現していることがわかります。

図 小川町の世帯の家族類型比率の推移



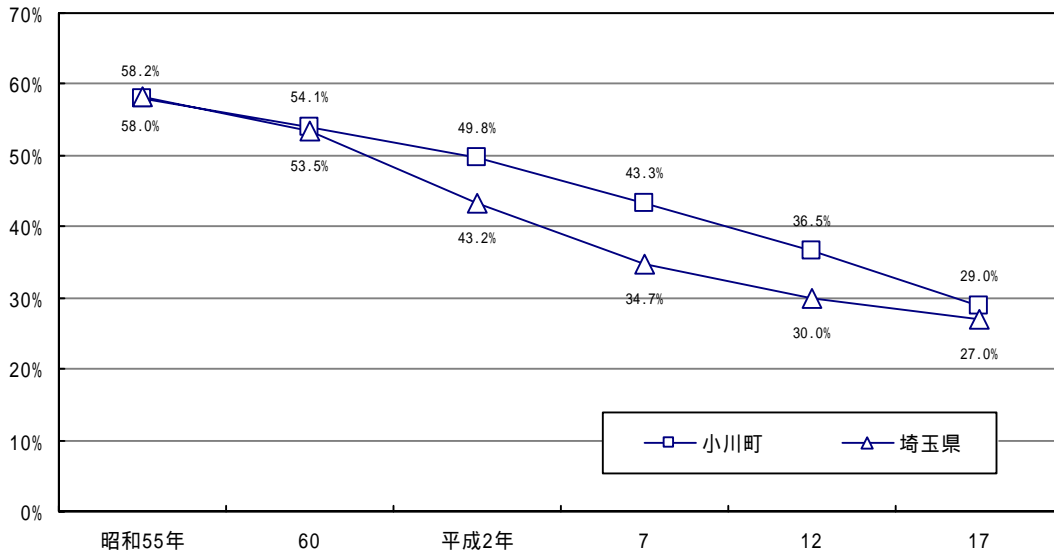
資料：国勢調査

18歳未満の子どもがいる世帯

小川町における一般世帯（1）のうち、18歳未満の子どもがいる世帯は、昭和55年は58.0%、平成17年は29.0%と年々減少しており、子どものいる世帯が減少し続けているのがわかります。

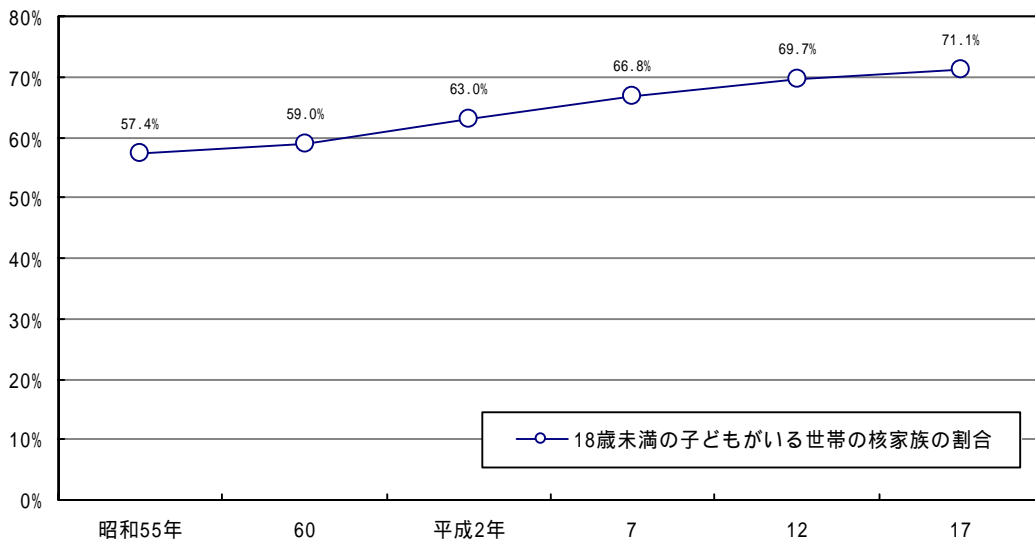
一方、18歳未満の子どもがいる世帯のうち核家族の割合は、平成17年で71.1%と年々増加していることがわかります。

図 一般世帯のうち18歳未満の子どもがいる世帯の推移



資料：国勢調査

図 小川町の18歳未満の子どもがいる核家族の割合



資料：国勢調査

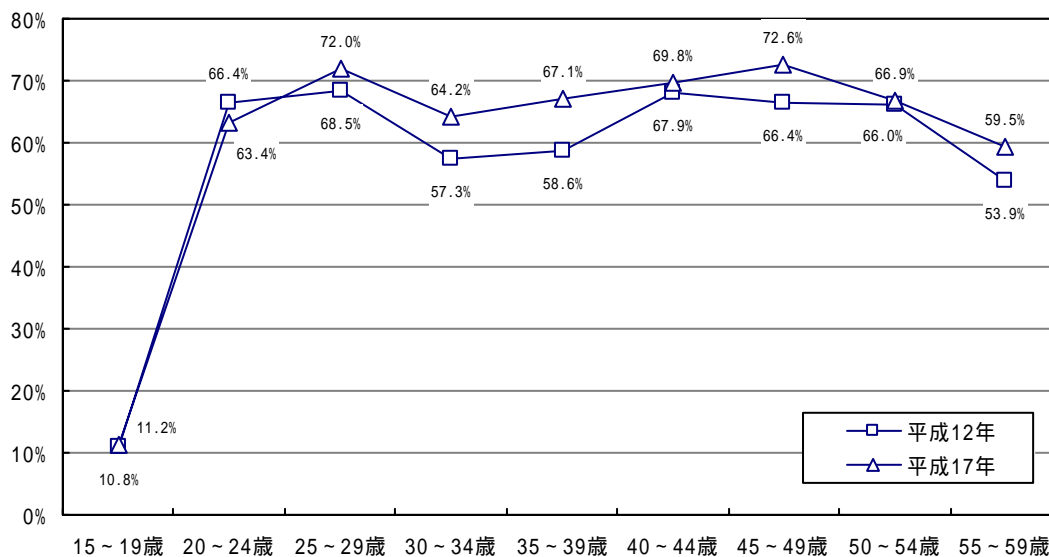
1 総世帯数から学生寮の入居者や病院に入院している者等を除いた世帯

(2) 女性の就労状況

年齢階級別の女性の就業率をみると、20歳代半ばと40歳代後半という2つのピークを持ついわゆる「M字カーブ」を描いており、出産・育児を機に離職し、その後育児が終わってから再び働き出す女性が多いことを示しています。

また、平成12年と平成17年を比較すると、平成17年には30～39歳で窪みが浅くなってきている傾向がありますが、晩婚化や晩産化により、独身者や子どものいない既婚者といった労働力率の高い女性の割合が増加したもので、必ずしも女性が出産・育児にかかわらず就業を続けることができる環境整備が整ったとは言い切れない状況となっています。

図 小川町の年齢階級別女性就業率



資料：国勢調査



第2節 子育て支援サービスの状況

1 保育園の状況

町内にある保育園は現在7園あり、公立保育園が4園、私立保育園が3園となっています。平成21年4月1日現在の合計定員数は500名で、合計入所者数は451人となっており、平成17年から平成21年にかけて入所者数は2人の減少となっています。

保育サービスとしては通常保育のほか、4園で延長保育、1園で一時保育を実施しています。

表 保育園の概要

名称	公立・私立	所在地	開所年	建物建築年	敷地面積	延床面積
町立中央保育園	公立	小川 377	S56	S56	2,064m ²	559m ²
町立大河保育園	公立	腰越 210	S43	S58	3,682m ²	816m ²
町立竹沢保育園	公立	鞠負 1186	S40	H2	3,101m ²	499m ²
町立八和田保育園	公立	上横田 527	S46	S58	3,431m ²	569m ²
小川保育園	私立	大塚 529-6	S25	H7	1,868m ²	565m ²
小川エンゼル保育園	私立	大塚 261	H19	小川幼稚園と共用		356m ²
小川大芦保育園	私立	中爪 1909-4	H19	大芦幼稚園と共用		214m ²

資料：子育て支援課（平成21年4月1日現在）

名称	対象年齢	定員	保育時間	延長保育	一時保育
町立中央保育園	4歳,5歳	55	7:30~18:30	-	-
町立大河保育園	1~5歳	100	7:30~19:00	30分	
町立竹沢保育園	1~5歳	60	7:30~18:30	-	-
町立八和田保育園	1~5歳	90	7:30~18:30	-	-
小川保育園	0~5歳	90	7:30~19:00	30分	-
小川エンゼル保育園	0~5歳	60	7:30~19:30	60分	-
小川大芦保育園	1~5歳	45	7:30~19:30	60分	-

資料：子育て支援課（平成21年4月1日現在）

表 保育園利用者数の推移

(人)

名称	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
町立中央保育園	104	92	76	57	43
町立大河保育園	96	94	96	93	99
町立竹沢保育園	64	61	51	56	53
町立八和田保育園	86	97	87	80	79
小川保育園	103	101	103	100	101
小川エンゼル保育園	-	-	15	38	50
小川大芦保育園	-	-	17	26	26
合計	453	445	445	450	451

資料：子育て支援課（各年 4 月 1 日現在）。管外受託は含まない。

年齢別入所者数は、5 歳が最も多く全体で 137 人となっています。また、低年齢児（0～2 歳）保育の合計入所者数は 101 人と全体の 22.4%となっています。

表 保育園年齢別利用者数の推移

(人)

名称	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
町立中央保育園	-	-	-	-	18	25	43
町立大河保育園	-	4	11	23	27	34	99
町立竹沢保育園	-	2	5	10	17	19	53
町立八和田保育園	-	4	8	20	26	21	79
小川保育園	1	11	17	20	20	32	101
小川エンゼル保育園	2	14	14	11	9	0	50
小川大芦保育園	0	2	6	8	4	6	26
合計	3	37	61	92	121	137	451

資料：子育て支援課（平成 21 年 4 月 1 日現在）



2 家庭保育室の状況

主に0歳児から2歳児までを保育する「家庭保育室」は、平成18年度までは3か所で実施していましたが、平成19年度から私立保育園が2か所開設され、低年齢児保育を実施したため、平成20年度にかけて家庭保育室の廃止が進みました。平成21年度から「ひよこ保育室」が再開され現在1か所で実施しています。

表 家庭保育室の利用者数の推移

(人)

名称	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
つばみ保育室	9	7	廃止	-	-
わかば保育室	9	10	13	12	廃止
ひよこ保育室	9	7	9	廃止	再開
合計	27	24	22	12	0

資料：子育て支援課（各年3月31日現在）

3 幼稚園の状況

町内にある幼稚園は現在2園あり、いずれも私立幼稚園となっています。平成21年5月1日現在の合計定員数は770名で、合計入園児数は239人となっており、2園ともそれぞれ入園率は低いものとなっています。

表 幼稚園の利用者数の推移

名称	公立・私立	定員	入園児数	利用者数内訳		
				3歳	4歳	5歳
小川大芦幼稚園	私立	280	20	9	10	1
おがわ幼稚園	私立	490	219	54	91	74

資料：子育て支援課（平成21年5月1日現在）

(人)

名称	H17	H18	H19	H20	H21
小川大芦幼稚園	34	25	32	36	20
おがわ幼稚園	224	217	212	212	219
合計	258	242	244	248	239

資料：子育て支援課（各年5月1日現在）

4 学童保育の状況

町内にある学童保育は現在 7 か所あります。平成 21 年 4 月 1 日現在の合計利用者数は 294 人となっており、そのうち 4 年生から 6 年生の利用者数は 94 人と高学年の需要が増加しています。利用者数の推移では、平成 17 年から平成 21 年にかけて合計利用者数は 53 人の増加となっています。

表 学童保育の概要、利用者数の推移

名 称	小学校区
風の子放課後学童クラブ	小川小
星の子放課後学童クラブ	東小川小
杉の子放課後学童クラブ	みどりが丘小
ちびっこ放課後学童クラブ	大河小
竹の子放課後学童クラブ	竹沢小
第二風の子放課後学童クラブ	小川小
八和田学童クラブ	八和田小

資料：子育て支援課（平成 21 年 4 月 1 日現在）

（人）

名 称	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
風の子放課後学童クラブ	19	26	-	11	-	-	56
星の子放課後学童クラブ	9	9	9	7	3	6	43
杉の子放課後学童クラブ	8	11	8	12	9	2	50
ちびっこ放課後学童クラブ	9	10	11	5	2	-	37
竹の子放課後学童クラブ	10	13	5	13	1	1	43
第二風の子放課後学童クラブ	-	-	23	7	4	2	36
八和田学童クラブ	8	6	6	3	4	2	29
合計	63	75	62	58	23	13	294

資料：子育て支援課（平成 21 年 4 月 1 日現在）

（人）

名 称	H17	H18	H19	H20	H21
風の子放課後学童クラブ	79	74	60	60	56
星の子放課後学童クラブ	40	45	38	43	43
杉の子放課後学童クラブ	69	69	59	60	50
ちびっこ放課後学童クラブ	31	35	37	35	35
竹の子放課後学童クラブ	22	47	50	46	43
第二風の子放課後学童クラブ	-	-	23	40	36
八和田学童クラブ	-	-	23	24	29
合計	241	270	290	308	294

資料：子育て支援課（各年 4 月 1 日現在）

5 母子保健事業の状況

母子保健事業としては、妊産婦保健、乳幼児保健、歯科保健、発達支援などの各分野の事業を実施しています。

表 母子保健事業の利用実績

(人)

分野	施策	事業	平成20年度
妊産婦保健		ママパパ喫茶室(両親学級)	85
乳幼児保健	乳幼児健康診査	4か月児健康診査	147
		10か月児健康診査	161
		1歳6か月児健康診査	176
		2歳児健康診査	169
		3歳児健康診査	187
	乳幼児健康相談	乳幼児健康相談	390
	育児学級(育児のびのび広場、離乳食教室)		384
	訪問指導	訪問指導	182
		新生児訪問指導(再掲)	137
出生連絡表		82	
地区組織活動	母子交流会(母子数)	363	
歯科保健	歯科保健学級(母子数)		881
	母と子のよい歯のコンクール(表彰者)		3
発達支援	親子教室		181
	子ども発達相談		95
	個別発達相談		30
	ことばの相談		62

資料：健康増進課

表 予防接種事業の実績

(人, %)

区分	ワクチン名	平成20年度接種数	接種率
乳幼児	ポリオ	327	110.5
	三(二)種混合	665	106.4
	麻しん風疹混合	357	83.6
	日本脳炎	3	-
	BCG	142	95.9
児童・生徒	二種混合	280	95.4
	日本脳炎	1	-

資料：健康増進課

6 子育て支援サービスの状況

児童館

児童館の平成20年度の年間延べ利用者数は、16,014人となっており、近年では増加傾向にあります。

表 児童館利用者数の推移

(年間延べ人数)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
児童館利用者数	19,734	16,238	15,241	15,253	16,014

資料：子育て支援課

ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターの会員数は、依頼会員、提供会員ともに年々増加しています。利用件数についても、年々増加傾向にあり、平成16年度に比べ平成20年度では390件の増加となっています。

表 ファミリー・サポート・センター利用者数の推移

(人, 件)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
会員数	利用会員	30	46	61	92	110
	提供会員	35	37	39	47	47
	両方会員	10	16	16	20	21
利用件数		131	151	218	286	521

資料：子育て支援課

公園等の遊び場の状況

子どもの遊び場として公園がありますが、町内の公園は街区地区が多く、平成21年では2か所の増加となっています。

表 子どもの遊び場の状況

(か所)

区分	H17	H18	H19	H20	H21	代表名
近隣公園	2	2	2	2	2	小川東第1公園
街区公園	47	47	47	47	49	みどりが丘長谷公園
緑地	2	2	2	2	2	蟹沢沼緑地
見晴らしの丘公園	1	1	1	1	1	-

資料：建設課(各年4月1日現在)

第3節 ニーズ調査結果からみた子育て状況

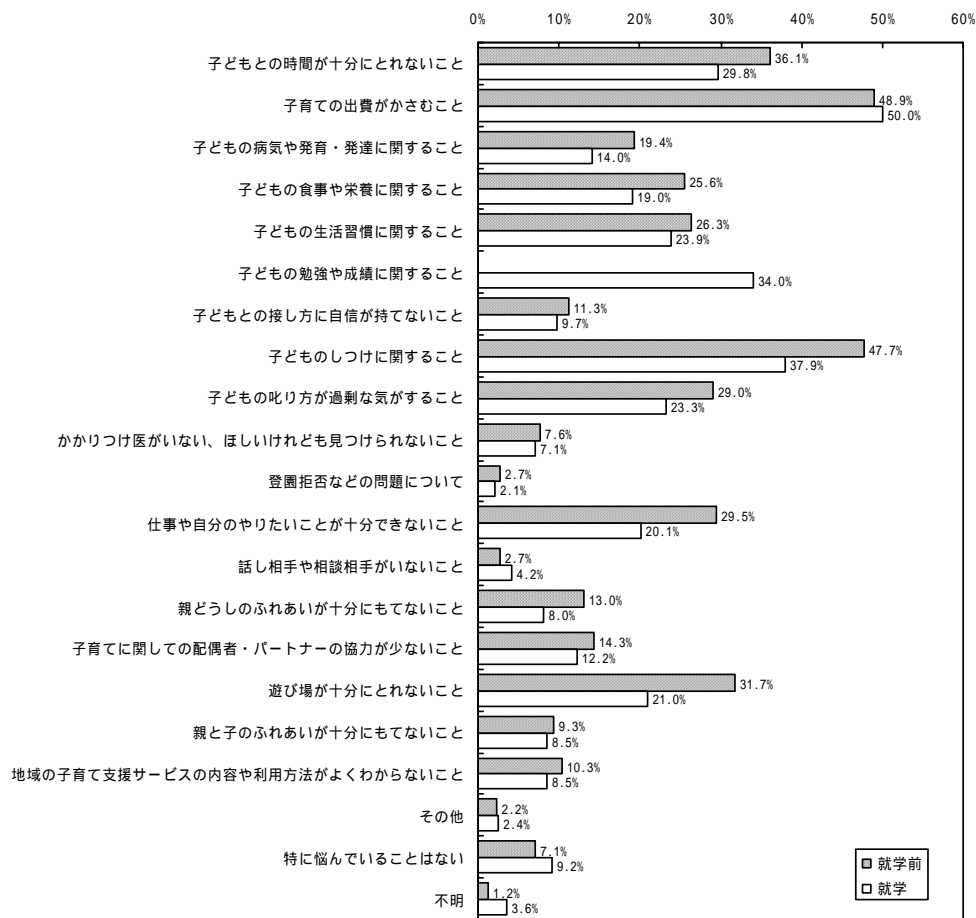
1 子育ての状況

子育てに対して日常悩んでいること、気になること

子育ての悩み、気になることについての質問では、「子育てに出費がかさむ」と答えた人が就学前（48.9%）、就学（50.0%）の保護者ともに最も多くなっています。「子どものしつけに関すること」と答えた人は、就学前（47.7%）、就学（37.9%）の保護者ともに2番目に多くなっています。

また、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」と答えた保護者は、就学前では29.5%、就学では20.1%となっており、就学前に比べ就学の保護者では減少していることから、子どもが小さい時ほど、仕事や自分の自由の時間がもてないと悩みを抱く保護者が多くなることがわかります。

図 子育てに対する悩み、気になること

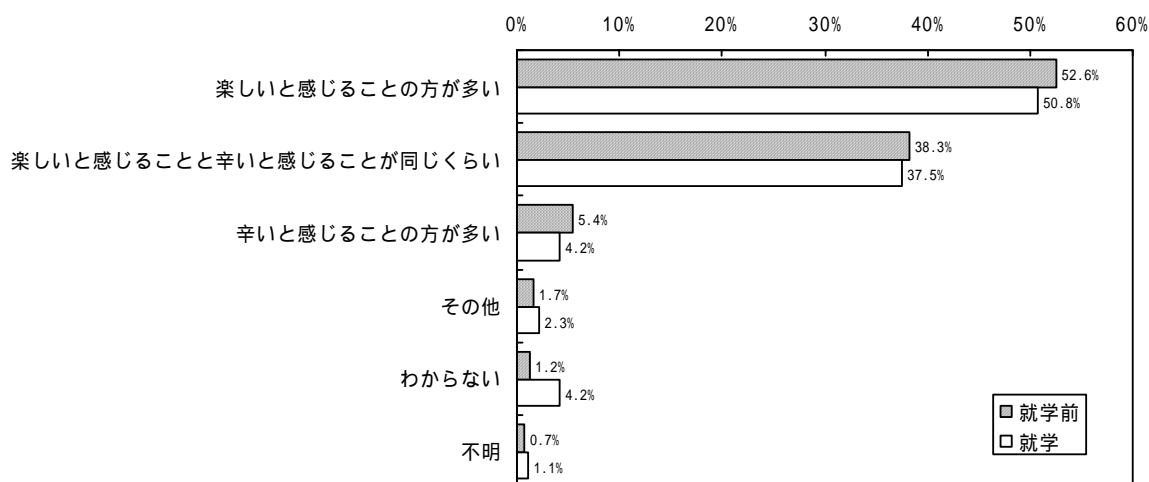


資料：次世代育成支援に関するニーズ調査報告書 H21.3（就学前回答者数 407 人、就学回答者数 662 人、複数回答）。グラフが表示されていない項目は、非該当項目になります。

子育ての楽しさや辛さについて

子育てを楽しんでいることが多いか、辛いと感じていることが多いかの質問について、「楽しいと感じることの方が多い」と答えた人が就学前（52.6%）、就学（50.8%）の保護者ともに半数を超え最も多くなっています。しかし、「楽しいと辛いと同じくらい」及び「辛い」の回答も多く、子育てに対する不安感や負担感を感じている保護者も少なくはありません。

図 子育ての楽しさや辛さについて



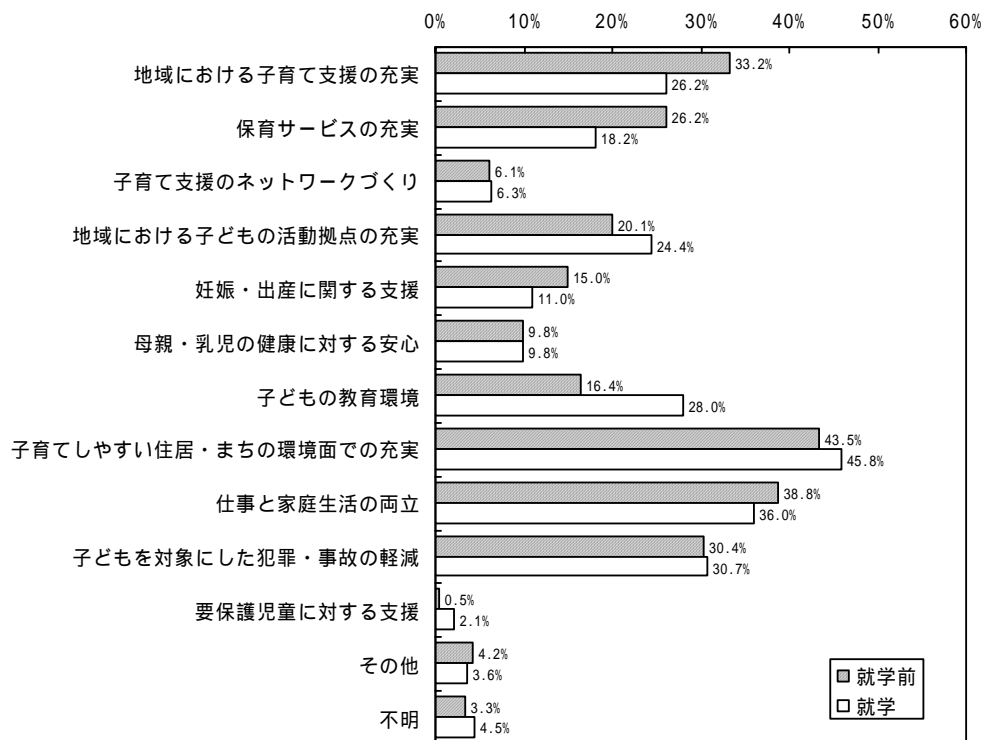
資料：次世代育成支援に関するニーズ調査報告書 H21.3（就学前回答者数 407 人、就学回答者数 662 人）



また、「楽しいと感じることの方が多い」と答えた人で、「子育てをする中で、有効な支援・対策」の質問については、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」と答えた人が、就学前（43.5%）、就学（45.8%）の保護者ともに最も多くなっています。「仕事と家庭生活の両立」と答えた人は、就学前（38.8%）、就学（36.0%）の保護者ともに2番目に多くなっています。

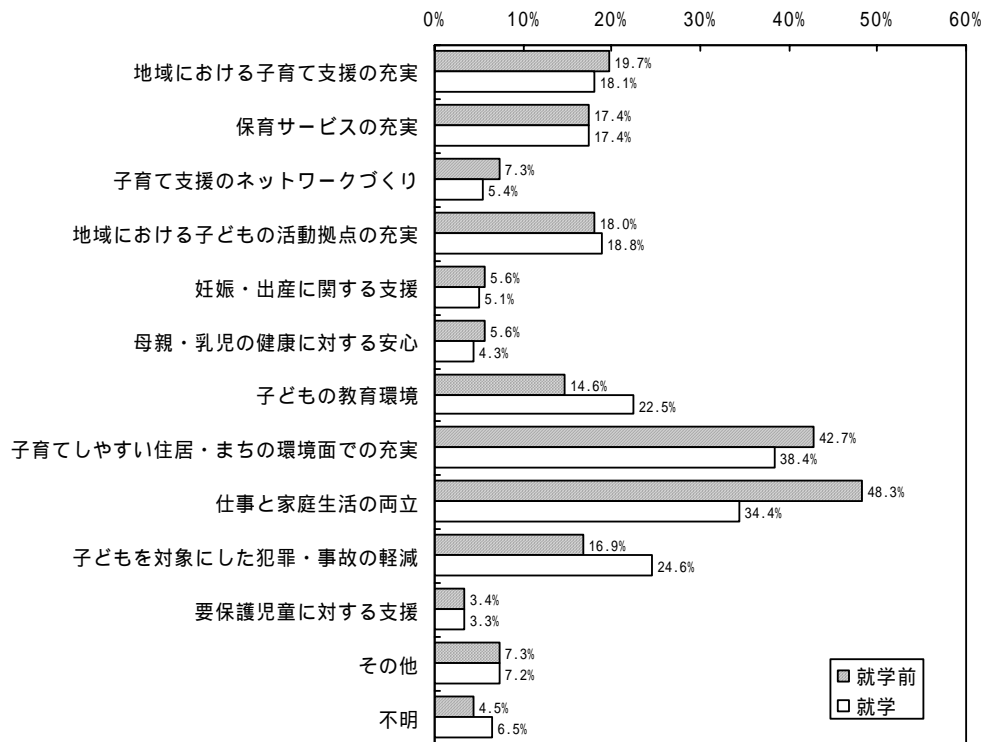
一方、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」及び「辛いと感じることの方が多い」と答えた人で、「子育ての辛さを解消するために必要な支援・対策」の質問については、就学前では「仕事と家庭生活の両立」（48.3%）が最も多く、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」（42.7%）が2番目に多くなっています。また、就学では、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」（38.4%）が最も多く、「仕事と家庭生活の両立」（34.4%）が2番目に多くなっています。

図 子育てをする中で有効な支援・対策



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査報告書 H21.3（就学前回答者数 214 人、就学回答者数 336 人、複数回答）

図 子育ての辛さを解消するために必要な支援・対策



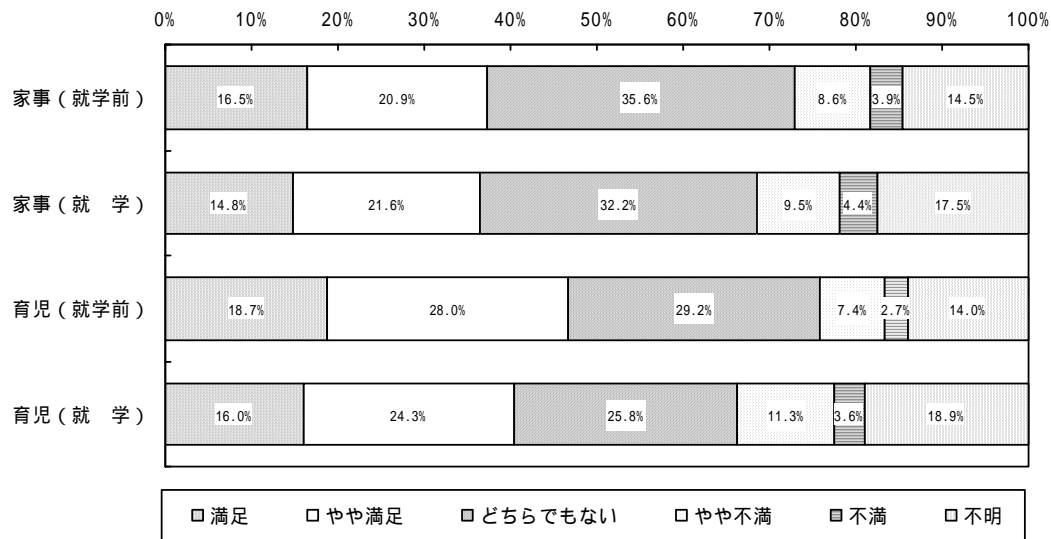
資料：次世代育成支援に関するニーズ調査報告書 H21.3 (就学前回答者数 178 人、就学回答者数 276 人、複数回答)



家事・育児に対する満足度について

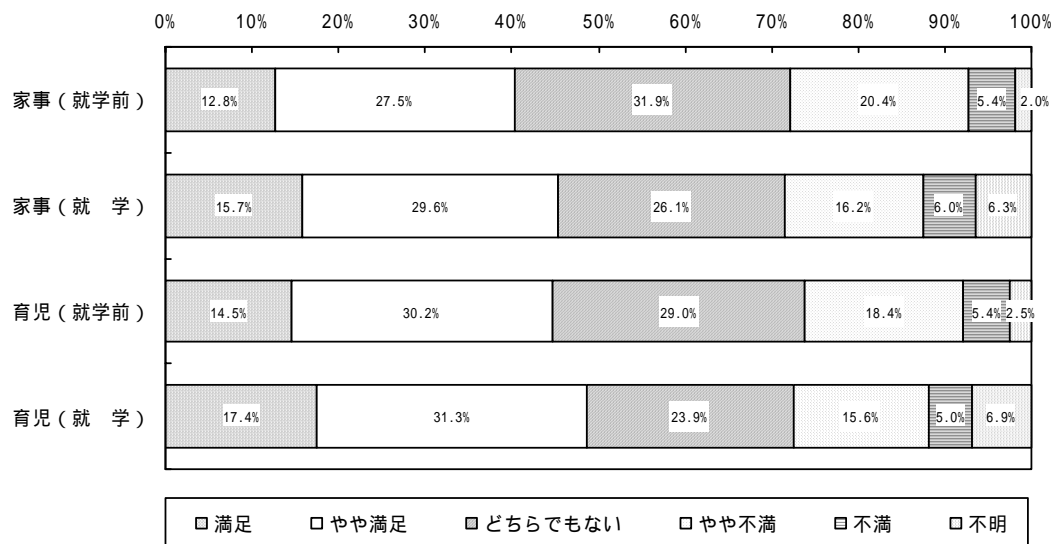
父親自身の家事・育児に対する満足度は、就学前、就学ともに満足とやや満足の合計値が家事より育児のほうが高くなっています。母親自身の満足度にも同様の傾向がみられ、父親・母親ともに自分自身の育児参加に対する評価が高い結果となっています。

図 家事育児についての満足度（父親自身）



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査報告書 H21.3（就学前回答者数 407 人、就学回答者数 662 人）

図 家事育児についての満足度（母親自身）



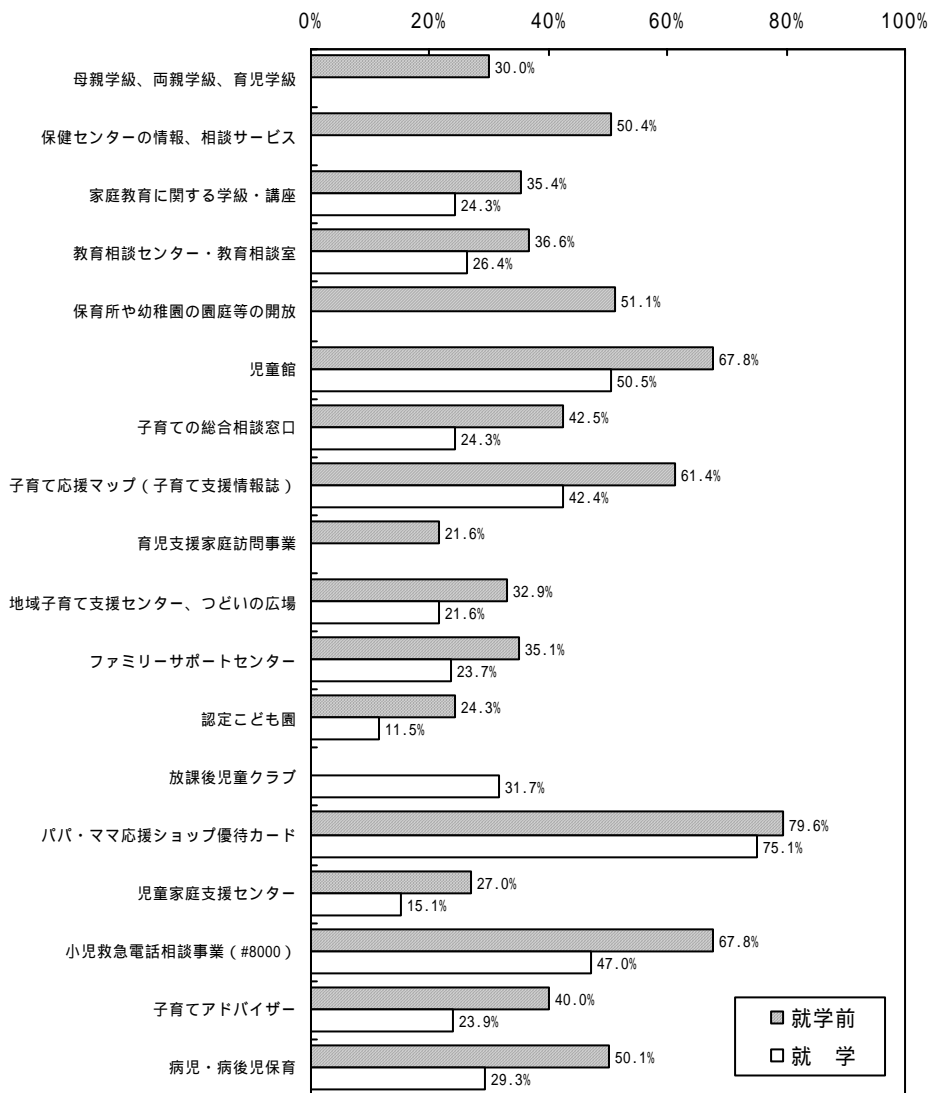
資料：次世代育成支援に関するニーズ調査報告書 H21.3（就学前回答者数 407 人、就学回答者数 662 人）

子育て支援サービスの利用希望

子育て支援サービスの利用希望については、就学前、就学ともに、「パパ・ママ応援ショップ優待カード」が7割を超え最も多くなっています。

次いで多くなっているのが、就学前、就学ともに「児童館」、「子育て応援マップ（子育て支援情報誌）」、「小児救急電話相談事業（#8000）」となっています。

図 子育て支援サービスの利用希望



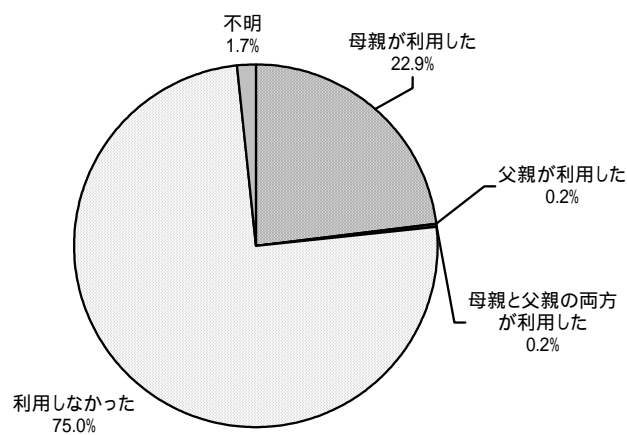
資料：次世代育成支援に関するニーズ調査報告書 H21.3（就学前回答者数 407 人、就学回答者数 662 人、複数回答）。グラフが表示されていない項目は、非該当項目になります。

育児休業制度の取得状況

育児休業制度の取得状況については、「母親が利用した」が 22.9%、「父親が利用した」が 0.2%、「母親と父親の両方が利用した」が 0.2%と、合計で 23.3%となっています。

次世代育成支援行動計画では、子育ては男女が協力して行うべきものとされており、「子育てしながら働きやすい職場環境づくり」や「意識改革を含めた男性の働き方の見直し」に対する具体的な取組みを進めることが重要となっています。

図 育児休業制度の取得状況



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査報告書 H21.3（就学前回答者数 407 人）

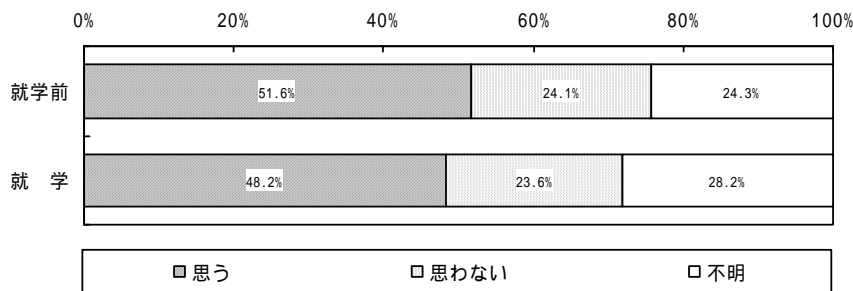


仕事と子育ての両立

仕事と子育てが両立していると思うかの質問について、「両立していると思う」割合が就学前（51.6%）、就学（48.2%）といずれも多くなっています。

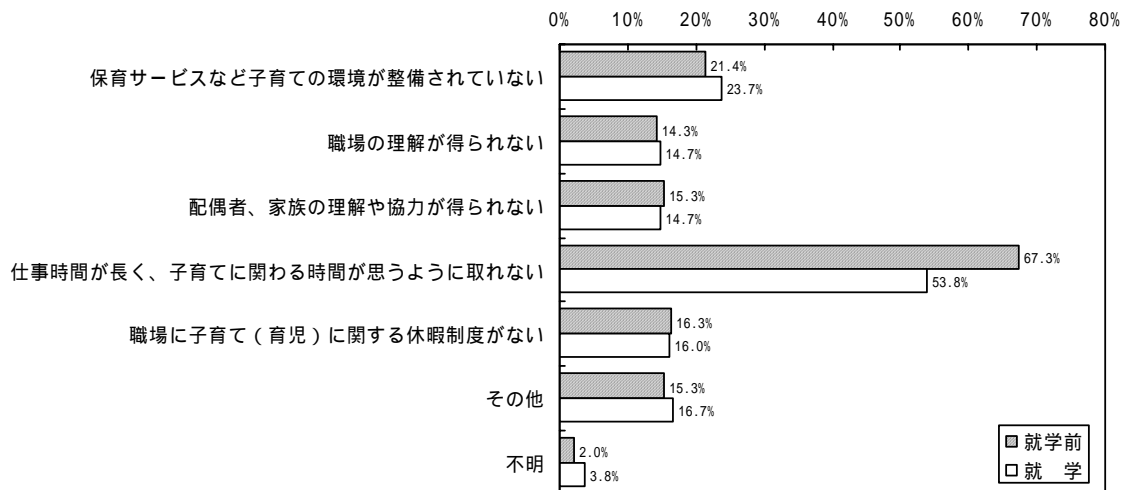
両立していないと思う理由では、「仕事時間が長く、子育てに関わる時間が思うように取れない」が就学前（67.3%）、就学（53.8%）とも最も多くなっています。

図 仕事と子育ての両立



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査報告書 H21.3（就学前回答者数 407 人、就学回答者数 662 人）

図 仕事と子育てが両立していないと思う理由

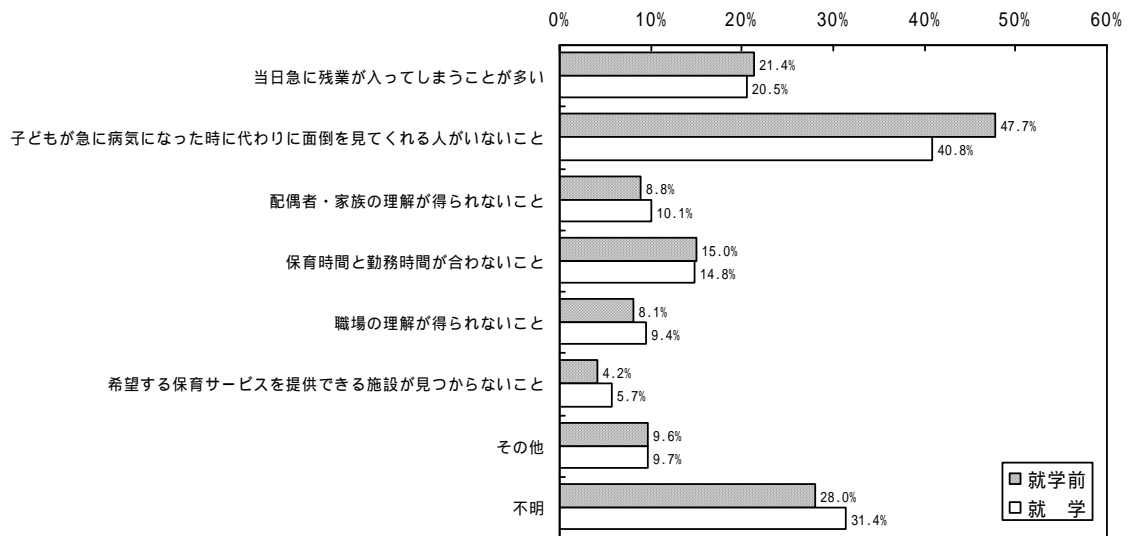


資料：次世代育成支援に関するニーズ調査報告書 H21.3（就学前回答者数 98 人、就学回答者数 156 人）

仕事と子育てを両立させる上で大変なこと

仕事と子育てを両立させる上で大変なことについては、「子どもが急に病気になった時に代わりに面倒を見てくれる人がいないこと」が、就学前(47.7%)、就学(40.8%)ともに最も多くなっています。

図 仕事と子育てを両立させる上で大変なこと



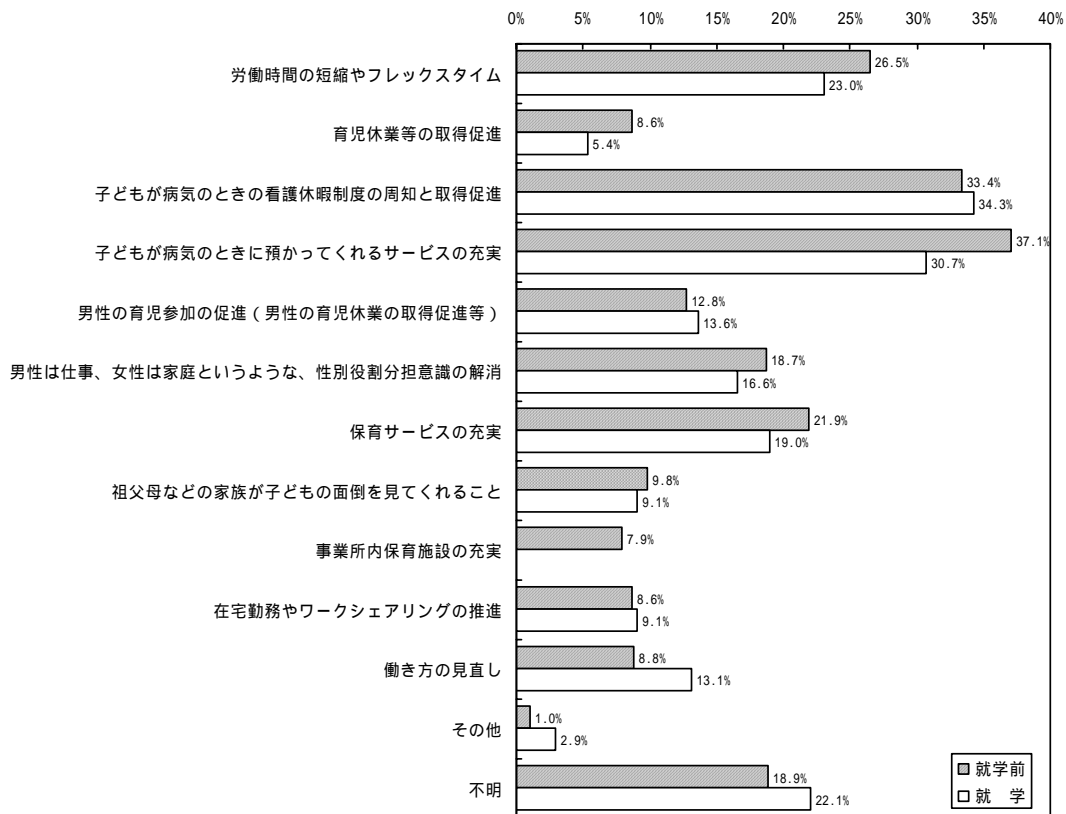
資料：次世代育成支援に関するニーズ調査報告書 H21.3 (就学前回答者数 407 人、就学回答者数 662 人)



仕事と子育ての両立のために必要な取組み

仕事と子育ての両立のために必要な取組みについては、就学前、就学ともに「子どもが病気のときに預かってくれるサービスの充実」、「子どもが病気のとき看護休暇制度の周知と取得促進」、「労働時間の短縮やフレックスタイム」が多くなっています。

図 仕事と子育ての両立のために必要な取組み



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査報告書 H21.3（就学前回答者数 407 人、就学回答者数 662 人）

「仕事時間」と「家事（育児）・プライベートの生活時間」の優先度について

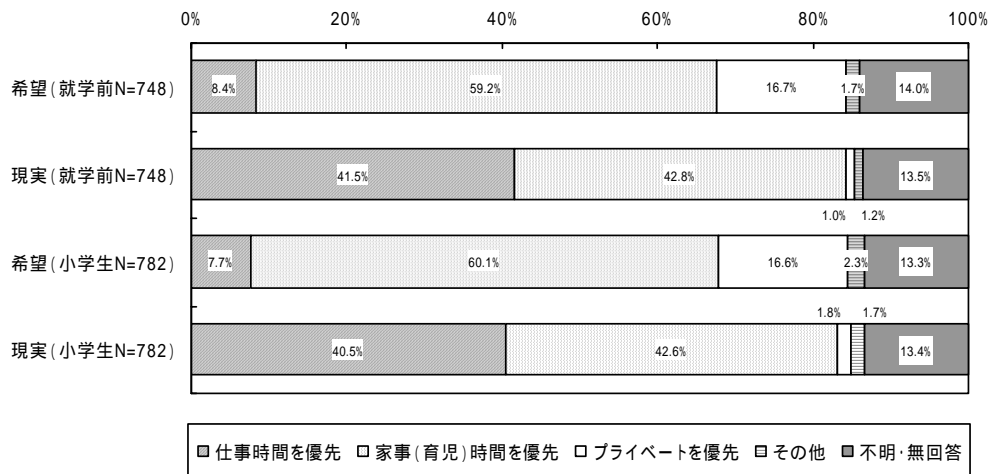
「仕事時間」、「家事（育児）時間」、「プライベートの時間」の優先度について、希望と現実の回答では、いずれの保護者ともに「仕事時間」では現実が希望を大きく上回っています。

一方「家事（育児）時間」については、「仕事時間」とは逆になっており、現実が希望を下回っています。

現実では仕事時間に占める割合が大きいことから、仕事により家事・育児の時間が思うように取れない現実が伺えます。

また、「プライベートの時間」については、いずれの保護者ともに、希望と現実の差が大きく開く結果となっています。

図 「仕事時間」と「家事（育児）・プライベートの生活時間」の優先度



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査報告書 H21.3（就学前回答者数 407 人、就学回答者数 662 人）

2 平日保育サービス（就学前）

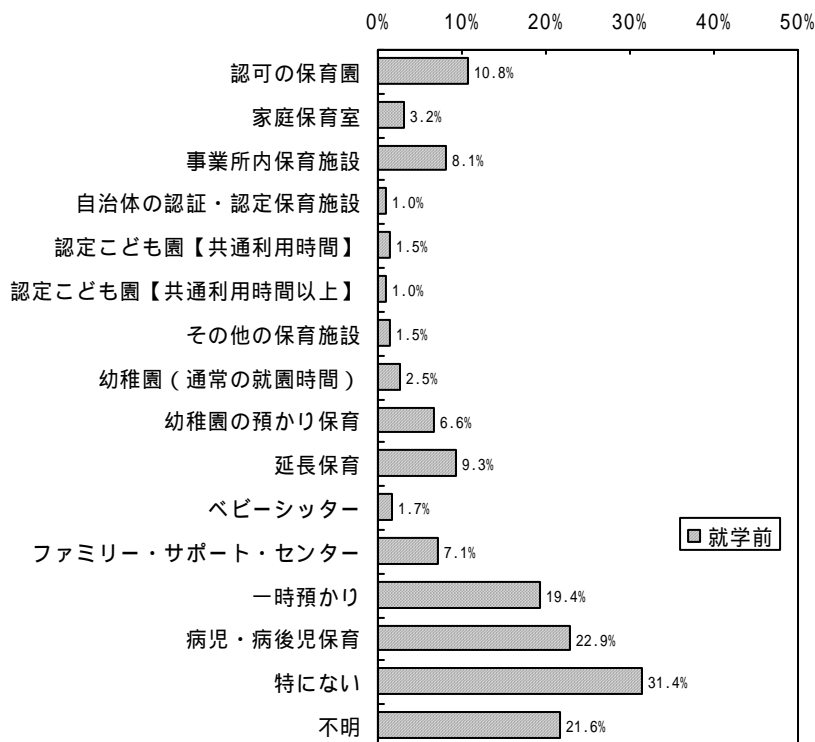
ニーズ調査によると、現在、保育サービスを利用している人の割合は84.5%となっています。このうち「認可の保育園」の利用割合が66.0%と最も多く、次いで「幼稚園(通常の就園時間)」が28.8%、「幼稚園の預かり保育」が9.6%となっています。

保育サービスを利用している理由では、「就労しているため」が71.1%と最も多く、「子どもの教育のため」が19.0%と2番目に多くなっています。

一方、保育サービスを利用していない人の理由では、「保護者が就労していないなどの理由で必要がない」が39.3%と最も多く、次いで「子どもの祖父母や親戚の人がみている」が37.7%となっています。

現在は利用していないものであれば利用したい、あるいは利用日数や回数足りていないと思う保育サービスについては、「病児・病後児保育」が22.9%と最も多く、「一時預かり」が19.4%、「認可の保育園」が10.8%と続いています。

図 保育サービスの利用希望



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査報告書 H21.3 (就学前回答者数 407人)

3 土曜日・日曜日・休日の保育サービス（就学前）

ニーズ調査による土日や祝日の保育サービスの利用希望では、「ほぼ毎週利用したい」が土曜日では9.3%、日曜日・祝日では1.0%となっており、「月に1~2回は利用したい」が土曜日では26.3%、日曜日・祝日では15.7%となっています。

4 学童保育（就学）

ニーズ調査によると、現在、学童保育を利用している人の割合は23.9%となっています。利用している理由では「現在就労している」が89.9%、利用していない理由では「現在就労していないから」が35.6%といずれも最も多くなっています。

5 一時預かり（就学前）

ニーズ調査によると、私用（買物、習い事、スポーツ、会合、美容院など）やりフレッシュ目的、冠婚葬祭や子どもの親の病気、あるいは就労のため、子どもを家族以外の誰かに預けたことがある人は31.4%となっています。

一時預かり保育を今は利用していないができれば利用したい、あるいは利用日数・回数を増やしたい人は24.1%となっています。

6 病児・病後児保育（就学前）

ニーズ調査によると、子どもが病気やケガで、通常の保育サービスが利用できないことがあった人は57.8%となっています。その時の対処方法としては、「母親が休んだ」が73.4%と最も多く、次いで「同居者を含む親族・知人に預けた」が41.7%、「就労していない保護者がみた」が18.1%となっています。

その際、できれば施設等に預けたい割合は50.6%となっています。

7 子育て支援拠点事業（就学前）

ニーズ調査によると、地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、児童館等）を利用している割合は11.8%となっています。

また、できれば利用したい、あるいは利用日数を増やしたい割合は13.3%となっています。

第4節 前期計画事業の進捗状況

小川町では、平成17年3月に小川町次世代育成支援行動計画（前期計画）を策定し、次代を担う子どもやその子どもたちを育成する家庭を地域全体で支援してきました。

後期計画を策定するにあたり、前期計画での進捗状況をまとめたものを以下に示します。

施策体系 1 地域における子育て支援

(1) 地域における子育て支援

(ア) 学童保育の充実

施策・事業	所管課	平成20年度実績
学童保育の充実	子育て支援課	学童保育室の指定管理者制度導入へ向けて、代表者会議・指導員会議等を行い、各学童保育室の現状を調査した。
学童保育施設の充実	子育て支援課	子ども達の事故防止の為、各学童の施設点検等を実施した。星の子学童クラブの窓一部二重サッシ改修工事。
指導員の育成	子育て支援課	全学童クラブの指導員合同研修会を開催し、情報交換を行った。

(イ) 保育サービスの多様化

施策・事業	所管課	平成20年度実績
一時保育の実施	子育て支援課	保護者の職業訓練やリフレッシュの為に保育士を2名配置し、1日6名の児童を保育した。
特定保育の実施	子育て支援課	実施なし。(一時的保育事業で対応した)
預かり保育の実施	学校教育課	私立幼稚園2園では、通常保育に加えて預かり保育を実施している。預かり時間は、午後2時から午後7時30分まで、延長保育料金は200円から450円まで、通常保育に加え毎日15人程度受け入れている。

(ウ) 相談、情報の提供

施策・事業	所管課	平成20年度実績
地域子育て支援センターの設置	子育て支援課	子育て支援センターの開設へ向けて担当会議を重ね、事業場所の選定・事業内容の計画等を決定した。
つどいの広場の実施	子育て支援課	設置準備研修会に参加
	生涯学習課	実施検討
幼稚園における教育相談・情報提供の充実	学校教育課	子育て支援教室では、木工づくり、お話し会、音楽会、凧揚げ大会等を実施し、保護者同士、子ども同士が遊びを通して、仲間作りができるよう工夫してきた。(あおぞら教室・小川大芦保育園)
子育て支援サービス情報の収集・提供	子育て支援課	子育て支援センターでの情報提供準備の為、先進地視察・会議を行った。 県と協同で行っている「パバママ応援ショップ事業」について、広報等で、事業に関する情報を提供し、啓発した。

(2) 保育サービスの充実

施策・事業	所管課	平成20年度実績
保育サービスの充実	子育て支援課	平成20年4月1日現在、保育所入所児童数509人(竹沢56人、八和田80人、大河93人、中央57人、小川101人、小川エンゼル保育園46人、小川大芦保育園44人、管外32人)
施設の安全確保	子育て支援課	町立保育園等管理運営事業の中で実施。火災報知機設備・し尿処理浄化槽保守点検。保育園清掃。機械警備。遊具・調理室の安全点検、修繕。
保育士の研修	子育て支援課	研修回数25回。参加人数78人。
情報提供の促進	子育て支援課	担当課窓口、電話の問い合わせにおいて情報の提供を実施。

(3) 子育て支援のネットワークづくり

施策・事業	所管課	平成20年度実績
子育て支援ネットワークの形成	子育て支援課	子育て用品のリサイクル事業の実施。
ボランティアの活動促進	子育て支援課	知的障がい者通所授産施設「けやき」でのボランティア延べ5人、学童ちびっこ教室のボランティア延べ5人 児童館での保育ボランティア延べ59人
	健康増進課	愛育会主催による母子交流会を年間13回実施(小川6、八和田4、大河3)愛育会は、小川、大河、八和田地区で活動継続し、竹沢地区は休止し、連合会は解散した。社会福祉協議会と連携し、保健センター事業に保育ボランティアを活用した。
	学校教育課	児童館での保育ボランティア(夏休み体験ボランティア)延べ59人のボランティア活動があった。

(4) 児童の健全育成

施策・事業	所管課	平成20年度実績
児童館の充実	子育て支援課	児童館案内を広報に掲載し、利用の促進を図った。子育てマネージャーを配置し、機能の充実を図った。遊具、備品購入。
地域ぐるみの子どもの体験・交流・居場所づくり	子育て支援課	青少年相談委員活動を通じて、地域レクリエーション、野外活動リーダーとして活動。夏ふれあいキャンプ、春のイチゴ狩り、ちびっこレクリエーション、はつらつ朝市。町・公民館事業、相談委員育成研修会に参加。相談員11名
	学校教育課	町内小中学校10校及び高校が福祉協力校の指定を受け、様々な福祉活動に取り組んでおり、福祉問題について考えている。運動会等の学校行事に高齢者を招待したり、生活科学習では、高齢者から昔の遊びを教えていただいたりして交流を深めた。
	政策推進課	花いっぱい運動の実施。幼稚園・保育園で実施(約70人参加)ウグイの放流への助成金(小川町コミュニティ協議会から50,000円)
	生涯学習課	公民館教室の開催(10教室) 図書館でのイベント開催(映画会1・夏休み子どもフェスティバル1・冬休み子どもフェスティバル1・おはなし会1・科学あそび1)
小学校校庭・保育園園庭等の開放	子育て支援課	実施検討
	学校教育課	学校の校庭、体育館を開放してスポーツ少年団等に貸し出し、児童生徒の健全育成を図った。休校中の下里分校も開放し、安全な子育ての場所として利用されている。校庭体育館の利用は、週平均28回貸し出し(スポーツ少年団等)、下里分校では貸し出し月平均10回。(校庭だけ利用し、許可のいないものもある。)

施策体系2 母性・児童の健康の増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

施策・事業	所管課	平成20年度実績
母子健康事業の推進 【一貫した母子健康システムの構築】 【妊産婦・新生児訪問指導】 【乳幼児健康診査】 【健康相談・育児学級等】 【子育て活動支援】	健康増進課	事業の継続実施。家族や生活等にも視点を向けた子育て支援としての健診や相談・教室に取り組んだ。新生児訪問144人中137人実施。育児支援家庭訪問24回実施。医療機関・関係機関と連携し実施。
	学校教育課	平成20年度延べ相談件数720件 教育相談室に専門相談員を配し、様々な子育て相談に応じた。
不妊治療への支援	健康増進課	県事業のポスターやパンフレットの掲示や情報提供
人材の確保	健康増進課	検診・相談・教室等に必要な医師・歯科医師・看護師・保健師・助産師・歯科衛生士・栄養士・理学療法士・言語聴覚士・臨床心理士・保育士・家庭児童相談員等雇い上げ、委託等により確保

(2) 「食育」の推進

施策・事業	所管課	平成20年度実績
食育の推進	健康増進課	両親学級、離乳食教室、乳幼児健康相談、乳幼児健診の継続実施。必要な資料、パンフレット等配布。 歯科保健学級：町内保育園・幼稚園にて食育資料配布。 保育園1園、幼稚園2園では、保護者に対して集団指導実施。
	子育て支援課	毎月の給食だよりに食に関する記事を掲載。 各園で稲を育て成長を観察し、収穫を体験した。 収穫した米でおにぎりパーティーをした。 各園でプランターや庭にミニトマト、なす、きゅうり、のらぼう菜など育てて、給食の材料に加えて食べた。 カレーライスづくりなど、クッキングをした。
	学校教育課	児童生徒全員に食生活学習教材「食生活を考えよう」の小冊子を配布し、食生活について学習した。 小学1年生、3年生、5年生、中学1年生に配布し、体験学習を実施した。
地域の食文化の伝承	健康増進課	地域特産野菜「のらぼう菜」を用いた新メニューの開発。地域組織活動へメニュー提案、試食を通して普及啓発を図る。広報誌へメニュー提案。
	産業観光課	県の特別栽培認証大豆（在来大豆）の推進及び関連食品のPR。JA女性、生活改善グループのイベント等への支援。県の食育ボランティアの活用。 体験農業と農業加工品づくり体験支援。（NPOによる、田植・草取り・稲刈りから酒造りまで実施）。 地域特産野菜「のらぼう菜」を用いたメニューのマップ作成。
	学校教育課	給食で地場産の野菜を使用した。
	子育て支援課	実施検討

(3) 思春期保健対策の充実

施策・事業	所管課	平成20年度実績
子どもの心の健康支援	健康増進課	学校保健委員会・就学支援委員会への出席。東松山保健所「こどもの心の健康相談」の情報提供、紹介。
	学校教育課	広域適応指導教室を開設し、4町1村の小・中学校における不登校児童生徒を対象に、指導員及び指導補助員により教育相談、生活指導、学習指導、学校との連携等を行うことにより学校への復帰を目指す。下里分校で野菜づくりやデイキャンプ。
地域保健と学校保健の連帯による健康教育の推進	健康増進課	学校保健委員会・就学支援委員会への出席。東松山保健所「こどもの心の健康相談」の情報提供紹介。
	学校教育課	指導計画に基づいて、養護教諭と連携して、小学校では担任が、中学校では保健体育担当教諭が、性教育、防煙教室を適時実施してきた。
	子育て支援課	青少年補導委員による町・地域の行動等の防煙対策実施。青少年育成推進委員による各小・中学校訪問の実施。青少年補導委員125名。
	生涯学習課	東松山保健所「こどもの心の健康相談」の情報提供、紹介を実施。
喫煙対策	健康増進課	喫煙による健康への影響等啓発。
	学校教育課	中学校においては、生徒が喫煙、薬物と健康の関わりについて正しく理解できるように、警察職員や麻薬取締官OBによる「薬物乱用防止教室」を実施。

(4) 小児医療の充実

施策・事業	所管課	平成20年度実績
小児医療の充実	福祉介護課	重度の知的障がい及び身体障がい児への手帳交付時に医療費支給制度の案内を行う。町広報へも掲載し、制度をPRした。
	健康増進課	小児初期救急診療「比企地区こども夜間救急センター」の広報、パンフレット利用啓発。関係機関との連携。
医療費支給事業の促進	子育て支援課	こども医療費助成 3,605人 ひとり親家庭等医療費助成 344人



施策体系3 教育環境の整備

(1) 教育の充実

施策・事業	所管課	平成20年度実績
道徳教育の推進	学校教育課	学校では、「教育に関する三つの目標・規律ある生活態度」の育成の具現化に向け、「はい」「ここ」「ピン」を合言葉にして、道徳の時間を中心に、全教育活動の中で道徳教育を進めた。また、道徳教育講演会「潤い講演会」を幼児から児童生徒及び保護者に対して実施し、また各小学校では外部指導者を招き、生きた道徳教育を展開して、普段では体得できない道徳教育を行った。
健康教育の推進	学校教育課	比企地区学校保健会の養護教諭部会及び保健主事部会では、それぞれ研修会を開催し、研修に励んできた。また、研究テーマを決めての研修会も開催し、その研究内容を各学校での健康教育に生かしてきた。
幼稚園と保育園の連携	子育て支援課	幼稚園、保育園の状況を確認し、定期的に会議を行った。
	学校教育課	幼稚園、保育園の状況を確認し、定期的に会議を行った。

(2) 家庭や地域の教育力の向上

施策・事業	所管課	平成20年度実績
家庭教育に関する学習機会の充実	健康増進課	乳幼児健診等において、こどもの発達段階に応じたパンフレット等の配布。家庭教育手帳を配布。
	学校教育課	就学前健診時の家庭教育学級（各小学校6校で子育て講座開催。講師：教育長。241人、各1時間）
子どもの体験活動の機会と場の拡大	生涯学習課	郷土芸能まつり（1回） 農業体験事業の開催（11団体） 郷土かるた大会（212人） リーダー研修会（174人）
	産業観光課	学習活動：少年団育成指導者協議会参加 奉仕活動：小川町駅前にて緑の募金活動重要文化財吉田家住宅、堰堤河川、地元の神社の除草・清掃 文化活動：合同花見会、夏祭り参加（太鼓練習） 歩け歩け参加
	学校教育課	・手すき和紙の体験学習（小学校3,4年生）6校 平成20年度258名参加 ・中学生卒業証書手すき和紙体験（中学3年生）4校 平成20年度315名
	子育て支援課	自然豊かなまちと自然保護思想の啓発を促進し、子どもエコクラブ活動と青少年相談委員活動の促進、小中学生と乳幼児とのふれあい体験を実施。エコクラブ活動会員20名。青少年相談員11名

(3) 有害環境対策の推進

施策・事業	所管課	平成20年度実績
受動喫煙防止対策の推進	子育て支援課	平成16年4月より、役場庁舎、総合福祉センターをはじめとする町内の公共施設において、終日禁煙とした。(一部施設について、喫煙室による分煙)
	健康増進課	両親学級時に妊婦とその夫に喫煙による胎児への危険性等について啓発。
	総務課	・喫煙場所のみでの喫煙の浸透 ・禁煙者の増加
	学校教育課	各小中学校では、喫煙場所を分離指定し、受動喫煙の防止を図った。
メディア・リテラシーの育成	学校教育課	小学校では、教材や総合的な学習の時間にコンピュータやインターネットを活用した授業を実施。また、中学校では、主に技術家庭の時間にコンピュータの仕組みや情報管理等の基礎を学習。
	生涯学習課	有害なメディアから青少年の健全な理解と育成を推進するために啓発活動を実施。
	子育て支援課	「メディア・リテラシーの育成」メディアがさらに進化、多様化する現代においては、メディア・リテラシーの育成は急務かつ重要。今後も様々な事業機会で、メディア・リテラシー)の観点を取り入れつつ、青少年への健全な理解と育成を推進する。



施策体系 4	生活環境の整備
--------	---------

(1) 良質な住宅の確保

施策・事業	所管課	平成20年度実績
優良賃貸住宅情報の提供	建設課	年4回ある県営住宅の募集案内及び、県が作成した優良賃貸住宅制度のパンフレットの配布。
町営住宅の入居優先	建設課	主に母子世帯等に対して、優先入居等公営住宅法に基づく支援を図る

(2) 安心して外出できる環境の整備

施策・事業	所管課	平成20年度実績
段差のない幅広い歩道の整備推進	建設課	町道242号線道路新設工事等
公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・職員により総合案内の実施 ・庁舎管理の実施（庁舎西側出入口のスロープの設置、身障者用駐車場の増設、庁舎耐震診断の実施） ・安全衛生委員会との連携
	建設課	段差のない歩道整備、公共施設等の周辺のバリアフリー化の促進
子育て世帯への情報提供	子育て支援課	子育てマップ、子育て医療マップの作成、子育てサークルのちらし配布。
	総務課	子育てに関する様々な制度情報の提供。
	建設課	必要な資料提供

(3) 安全・安心まちづくりの推進等

施策・事業	所管課	平成20年度実績
ユニバーサルデザインによるまちづくり	建設課	実施中

施策体系5 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 多様な働き方の実現

施策・事業	所管課	平成20年度実績
労働者への意識啓発	子育て支援課	企業へは一般事業主行動計画の周知
	総務課	・年次有給休暇取得促進 ・育児短時間勤務制度促進 ・全庁一斉定時退庁の実施
	産業観光課	啓発資料の配布
企業への働きかけの推進	産業観光課	商工会を通じてパンフレットの資料啓発配布
	子育て支援課	実施検討

(2) 仕事と子育ての両立の推進

施策・事業	所管課	平成20年度実績
ファミリー・サポート・センターの充実	子育て支援課	提供会員 47名 利用会員 110名 提供・利用会員 21名 延活動回数 521件 延 375人、4時間 各種講演会、会員募集。

(3) 男女共同参画の推進

施策・事業	所管課	平成20年度実績
おがわ男女共同参画推進プランの推進	総務課	・男女共同参画講演会の実施 ・男女共同参画パネル展の実施 ・情報誌「かがやき」の発行 ・懸垂幕の掲示



施策体系 6 子ども等の安全の確保

(1) 交通安全対策の推進

施策・事業	所管課	平成20年度実績
交通安全運動の推進	建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・小川町交通安全隊による登校時の立哨指導を実施 ・小川町交通安全母の会による新入学児の立哨指導を実施 ・小川町交通安全母の会と連携を図り、交通安全教室を行う。大河保育園・竹沢保育園で実施
	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・小川警察署の協力で保護者、保育園児合同で交通安全教育を実施(町立保育園4園) ・戸外での散歩時に随時保育士が実施
	学校教育課	各小中学校の学校行事、広報、集会、PTA活動等様々な場面で交通安全意識の高揚を図り、また登下校指導等通学途中での交通安全を指導。また、各小学校、中学校でウルトラパトロール隊による見守り活動が定着しています。通学班が安全に通学できるように通学班の班長に横断旗を支給し、一年生に黄色のランドセルカバーを配布しています。
	生涯学習課	PTA活動により登下校指導等で通学班の交通安全の見守り活動を実施。
チャイルド・シートの正しい使用の徹底	建設課	リーフレット・広報による啓発活動。実施調査(保育園・福祉センター・路上)

(2) 防犯対策の推進

施策・事業	所管課	平成20年度実績
地域安全運動の推進	政策推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ウルトラ防犯パトロール隊員 登録者944人(前年+44人) ・子ども安心110番の家 614軒(前年 3軒) ・広報誌への掲載 刑法犯罪認知状況「概数」掲載(毎月)・防犯コバトンリレー(9月号)・みんなで守る地域の安全(6月号)他
	学校教育課	学校では、PTA等と協力しながら、七夕祭り、年末等繁華街に出てパトロールを実施。また、地域、自治会、PTAでは、防犯パトロールのステッカーを自転車、自家用車に貼り、犯罪に巻き込まれない地域づくりに努めた。ワンワンパトロールでは、夕方の犬の散歩でのパトロールを行い、また地域のなかに「こどもあんしん110番の家」を委嘱し、玄関先にステッカーを貼り、緊急時の逃げ場と110番としての意識の認識をお願いしてきた。毎日午後2時30分防災無線で防犯を呼びかけ、また小川町防犯ウルトラパトロール隊で防犯パトロールを実施。
	生涯学習課	PTA活動で防犯パトロールのステッカーを自家用車に貼り、犯罪に巻き込まれないよう、パトロールを実施。
	子育て支援課	小川町青少年補導委員会の4地区(小川町全域)からの委員による年間を通じての街頭補導・防犯活動。警察や区長等の協力による年末防犯パトロールの実施。小川地区地域安全推進大会への参加。各小・中学校、民生委員、児童委員、との連携をとり地域安全運動を推進している。青少年補導委員125名。

(3) 防災対策の推進

施策・事業	所管課	平成20年度実績
防災対策の推進	総務課	防災訓練の実施 腰越上区、腰越中区を対象とした土砂災害防災訓練を実施。 親子防災フェアを実施
	政策推進課	・広報誌への掲載 防災訓練について(6月号)・親子防災フェア(2月号)
	学校教育課	地震や台風などの災害時に、児童生徒が安全に学校から帰宅できるよう各小中学校へ連絡を密にし、防災体制を整えてきました。また、災害状況及び施設状況等も適時報告する体制があります。災害時には、県教育委員会からの報告指示があり、迅速に調査報告できる体制を整えている。
	生涯学習課	地震や台風などの災害時に対する防災意識を高めるパンフレット等による啓発活動を実施。
	子育て支援課	保育園において地震、災害時における避難訓練を実施する。年12回

(4) 子どもの権利の擁護

施策・事業	所管課	平成20年度実績
子どもの権利の擁護	子育て支援課	子どもの権利擁護に関する啓発用印刷物配布等の活動実施
	福祉介護課	民生委員・児童委員による相談・支援活動 子ども地域生活に関する相談28件 子ども教育学校生活に関する相談14件
	学校教育課	児童生徒が気軽に悩みや不安、ストレスを相談できる場所を学校内に設置してきた。全中学校に「さわやか相談員」を配置し、生徒・保護者との相談に応じてきた。また、教育相談室、学校、保護者との連携を図り、問題解決を図ってきた。
	生涯学習課	市町村人権教育指導研修事業 10会場 477人 人権教育市町村事業 5講座 78人

施策体系7 要保護児童への対応の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

施策・事業	所管課	平成20年度実績	
相談体制の充実	子育て支援課	平成20年度相談件数 10件(内虐待8件) ケース会議4回	
	福祉介護課	相談支援活動。 要保護児童対策地域協議会への参加。	
	学校教育課	問題事例により、児童相談所、警察、学校、教育相談室、子育て支援課等関係機関とそれぞれ連携し、ケース会議を開き問題解決を図ってきた。	
母子保健分野での予防対策、 広報、啓発等の充実			
	【母子保健分野での予防対策】	健康増進課	乳幼児健診時や窓口において虐待防止関係のパンフレット配布や健診の問診内容の強化と、未受診児に対し電話連絡や必要に応じ家庭訪問を実施。新生児の全戸訪問により母親の不安の軽減、ハイリスク者の把握・対応に努めた。事例発生時、子育て支援課に情報集約し、組織で対応。
	【広報・啓発活動】	政策推進課	・ 広報誌掲載内容 各種相談機関のお知らせ(毎月) ・ 子どもを救えるのはあなた(12月号) ・ 次世代育成講演会(12月号) ・ 児童福祉週間について掲載(5月号) ・ 子どもスマイルネット掲載
		子育て支援課	啓発用ポスターを公共施設に掲示するなど、啓発活動に努めている
【教育等との連携】	学校教育課	児童生徒の不審な体の傷害や学習状況など児童生徒の変化や家庭状況の変化を見逃さず、児童相談所等関係機関へ連絡し迅速な対処と情報の連携により、児童生徒が安全に生活できるための方策を講じてきた。	
	子育て支援課	啓発用ポスターを公共施設に掲示するなど、啓発活動に努めている	
DV(ドメスティック・バイオレンス)対策との連携	総務課	・ 相談体制の強化(H20年度 DV相談件数 4件) ・ 関係機関との連携	
	学校教育課	児童生徒の不審な体の傷害や学習状況など児童生徒の変化や家庭状況の変化を見逃さず、児童相談所等関係機関へ連絡し迅速な対処と情報の連携により、児童生徒が安全に生活できるための方策を講じた。	
保育園機能の強化	子育て支援課	園児の身体チェック、話の聞き取り、保護者の変化を見逃さないように保育士全員で実施。	

(2) 母子家庭等の自立支援の推進

施策・事業	所管課	平成20年度実績
母子自立支援員の活用	子育て支援課	民生委員・児童委員からの相談活動を通じての情報提供を行い、母子家庭等就業・自立支援センターの自立支援員と連携を取り、相談に応じた。
保育園等の優先利用	子育て支援課	保育所入所選考にあたっては、母子家庭を最優先としている。母子家庭の待機児童はない。
ひとり親家庭福祉事業	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等医療費支給事業 ・父子手当支給事業 13人 月額 3,000円 ・児童扶養手当受給者 152人 ・特別児童扶養手当受給者 39人
雇用の促進	子育て支援課	母子福祉センター職員に来庁していただき、母子家庭に対して生活相談・就労相談・求人情報の提供等就業支援サービスを実施。
	産業観光課	就職相談に訪れた方にハローワークが発行する、求人情報を提供。パート等家庭外で働くことが困難な方には内職を斡旋している。

(3) 障がい児施策の充実

施策・事業	所管課	平成20年度実績
学童クラブにおける障がい児の受入れ促進	子育て支援課	障がい児について2学童クラブで4名受け入れ支援をした。
特別支援学校放課後対策事業	子育て支援課	1ヶ所の特別支援学校放課後学童クラブに対し補助金を交付 該当児童4名
	福祉介護課	相談支援活動。
障がい児療育事業	健康増進課	親子教室、こども発達相談、ことばの相談、訪問相談、保育園・幼稚園等との情報交換実施



第3章

計画策定の基本的な考え方

第1節 基本理念

小川町次世代育成支援行動計画（前期計画）では目指す方向性、基本的な考え方として「豊かな大地に輝く笑顔 地域が育む 小川町」を基本理念として掲げて計画を推進してきました。

後期計画においても、次代を担う子どもたちが未来に向かって夢と希望を抱き、健やかに育つように、地域、企業、行政が一体となって応援していきます。

また、親の幸せは子どもの幸せへとつながります。これから子育てをする親、現在子育て中の親、すべての親が子育ての喜びと充実感を感じられるよう、小川町のすべての家庭を地域社会全体で応援していきます。

このことから、後期計画における基本理念は一貫性という意味からも前期計画を継承します。

豊かな大地に輝く笑顔 地域が育む 小川町

第2節 基本的な視点

本計画の策定及び事業の実施にあたっては、6つの視点を基本とします。

1 子どもの視点

子育て支援サービスにより多くの影響を受ける子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮を行います。また、特に、子育ては男女が協力して行うものとの視点に立った取組みも進めます。

2 次代の親を育成するという視点

子どもはやがて次代の子どもを育てる親となります。子どもが豊かな人間性を形成し、自立した次代の親へと成長できるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組みを進めていきます。

3 子どもと家庭を地域社会全体で支援するという視点

家庭は子育てについての第一義的責任を有するという認識のもとに、行政はもとより、企業や地域社会を含めたまち全体で、子どもと家庭を支えていくことができるよう取り組んでいきます。

4 すべての子どもと家庭を支援するという視点

社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう社会的養護体制について、質・量ともに整備を進めます。また、子育てにおいて孤立化することのないよう、広くすべての子どもと家庭への支援を行います。

5 仕事と生活の調和の実現の視点

仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取組みの一つとして重要になっています。事業者や町民一人ひとりが、仕事と生活の調和の重要性を理解し、働き方を見直す契機となるよう、理解の浸透・推進力の強化を官民一体となって取り組んでいきます。

6 地域特性の視点

地域の社会資源等の特性は様々であり、利用者のニーズあるいは必要となる支援策も異なることから、町の特性を踏まえた主体的な取組みを進めていきます。



第3節 基本方針

基本理念を実現するために、次の7つの基本方針を掲げて各施策を推進していきます。

1 基本方針

基本方針 1 地域における子育ての支援

人々の「つながり」や「かかわり」が薄れていく中で、「身近な地域に相談できる相手がない」、「子どもを一時的に預けられるような体制が十分でない」などの理由から、在宅で育児を行う家庭の子育てへの負担感や不安感が増大しています。

すべての子育て家庭のために、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の相談や交流の場の提供など地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、子育て家庭を地域で支えあえるネットワークづくりを推進していきます。

基本方針 2 母子の健康の確保及び増進

安心して妊娠・出産ができる環境を確保するとともに、母親の育児に関する不安を軽減し、のびのびと安心して育児が楽しめるよう母子保健事業の一層の充実を図ります。

また、子どもたちの心身ともに健全な育成を図るために食育、思春期保健対策、小児医療の充実を進めていきます。

基本方針 3 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

家庭教育はすべての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣や倫理感、自立心や自制心、社会的マナーなど「生きる力」を育成する上で重要な役割を果たします。

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、家庭はもとより学校・地域が連携・協力し、子どもの心身ともに健やかな育成を図るための教育環境づくりを推進していきます。

基本方針 4 子育てを支援する生活環境の整備

公共交通機関や公共施設、歩道などユニバーサルデザインの考え方をもとに、子育てバリアフリー化を図り、安心して外出できる環境整備と、交通安全対策、防犯対策の推進など、子どもたちが安心して暮らせる環境整備に努めるとともに、良質な公営住宅の確保や地域の居住環境の整備を進めていきます。

基本方針 5 仕事と生活の調和の推進

共働き世帯が増加し人々の生き方が多様化する中で、子育てと仕事の調和を実現するためには、人生の各ステージ、特に子育て期において、多様で柔軟な働き方を選択できることが重要となります。また、仕事と育児を両立していくためには意識改革を含めた男性の働き方の見直しが必要となります。

事業者や町民一人ひとりが、仕事と生活の調和の重要性を理解し、働き方を見直す契機となるよう、理解の浸透・推進力の強化を官民一体となって体制の整備や広報、情報提供などに取り組んでいきます。

基本方針 6 子ども等の安全の確保

子どもの交通安全を確保することや、犯罪等の被害から子どもを守るための取組みを推進します。また、犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの心のケアに対して、関係機関と連携したきめ細かな支援を推進します。

基本方針 7 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

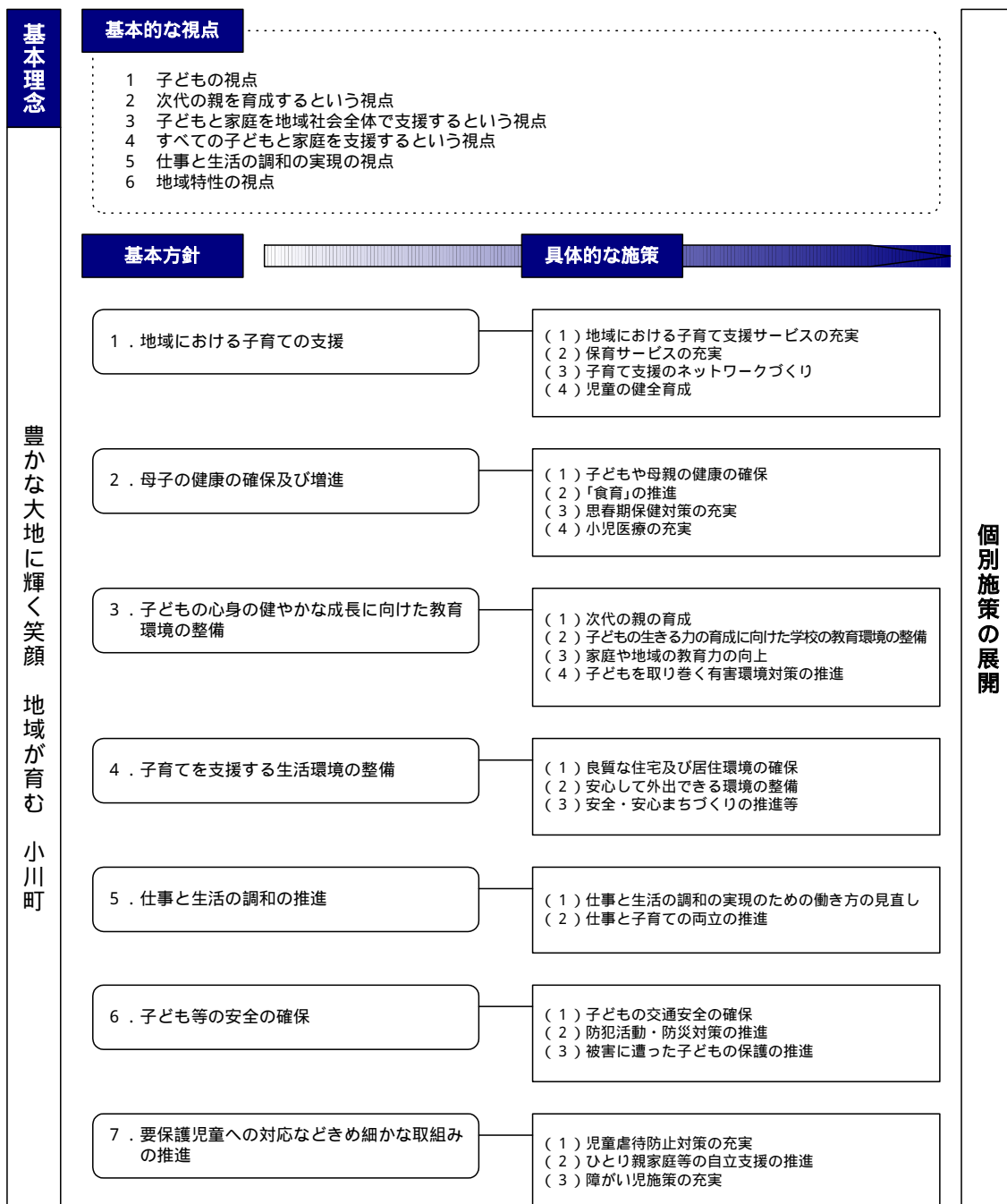
ひとり親家庭等の自立支援、児童虐待防止、障がい児及びその家族などへの支援等、特に支援を必要とする子どもや家庭の子育て支援を推進します。特に、児童虐待に関しては、発生予防、早期発見・早期対応等の観点から、地域の協力、関係機関との連携及びネットワーク体制の強化を推進していきます。



2 施策の体系

基本理念、基本的な視点を踏まえ掲げた基本方針ごとの具体的な施策を体系図で示します。

また、この体系図で示されている具体的な施策は、さらに個別施策へと展開し、第4章に示します。



第4節 次世代育成支援の課題

1 地域における子育て支援の課題

子どものいる家庭と地域をつなぐ機会の創出

核家族化の進展等に伴って、地域において人と人とのつながりが薄れてきている今日、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てを行う家庭の子育てへの不安感や負担感が増大しています。このような状況のなか、働いている、いないにかかわらず、親と子の育ちを地域で支え、家庭の中だけでの孤独な子育てをなくしていくことが必要となっています。

地域のなかで安心して子育てができる環境の整備

多様化する保育ニーズに対応するためには、通常保育の他、延長保育や一時預かりなど、地域の中で安心して子育てができる環境や子育てを地域で支えよう環境を整備することが必要となっています。

また、特別保育サービスの推進をはじめ、放課後の子どもの活動の場の確保や利用者が安心してサービスを利用できるようサービスの質の向上が必要となっています。

子育ての情報提供やネットワークづくり

様々な子育て支援サービスが展開されているなかで、利用者にとっては、どこに相談してよいのか、具体的なサービス内容がどのようなものなのかなど、情報を把握する手段が多岐にわたり、的確な情報を得られにくい状況にあります。

個々の子育て家庭が状況に応じて適切なサービスを選択し、利用できる環境の整備や子育てサークルの育成・支援を含めた、子育て支援のネットワークづくりが必要となっています。

子どもの健全育成

少子化による児童数の減少や核家族化の進行は、子ども同士の遊びを通じて、仲間関係の形成や、社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられています。

このため、豊かな自然環境や歴史・文化を生かし、児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の活動の場づくりが必要となっています。

2 母子の健康の確保及び増進の課題

子どもと母親の健康

子どもや家族が健康で生き生きとした生活を送るためには、食事や運動等、健康的な生活習慣を身につけることが重要となっています。このために、ライフステージに応じた健康づくりの大切さを学ぶ機会や子どもの頃からの生活習慣病予防等が必要となっています。

また、母子においては、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が求められています。

特に、近年の核家族化や都市化の進行による、親の育児不安や子育てに伴う負担感の増大などへの対応の拡充や、よい子育てにつながるような安全で快適な出産に関する、出産準備教育や相談体制の充実が重要となっています。

子どもと子育て家庭の食育

食生活を取り巻く社会環境等の変化から、朝食欠食などの不規則な食事や栄養の偏りなど食習慣の乱れや思春期やせにみられるような心と体の健康問題が子どもたちに生じています。

また、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体の育成の基礎となります。

このことから、家庭や地域での正しい食生活の普及浸透を図るため、地域に根ざした活動の推進が求められています。

思春期における保健対策

子どもたちを取り巻く家庭環境や社会環境が大きく変化しているため、子どもたちの生理的、身体的発達が早まっています。このため、性に関する意識や価値観についても多様化しています。

10歳代の人工妊娠中絶の増加や性感染症のまん延が懸念されており、適切な性に関する教育指導の充実を図るとともに、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題への専門的な相談体制などの強化が必要となっています。

小児医療体制

小児医療体制は安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる環境の基盤となります。特に、小児を専門とする救急や休日・夜間における医療体制を整備し、子育て家庭が安心できる環境をつくる必要があります。

3 子どもの健全育成に向けた教育環境への課題

次代の親の育成

少子化の影響により、子どもたちが乳幼児と接する機会が少ないまま親になる世代が増加しています。こうした中で、次代の親となる子どもたちに対する、子育ての楽しさや子どもを生み育てることの意義や男女が協力して家庭を築くことの大切さについての啓発が重要となっています。

子どもの生きる力の育成

子どもの自主性を育てることや豊かな心の育成、健やかな体の育成は、子どもが主体的に関わる活動や地域特有の自然・文化にふれることで形成されます。

次代の担い手である子どもが、個性豊かに生きる力を身につけるために様々な取組みを推進していく必要があります。

家庭や地域の教育力の向上

核家族化や地域的なつながりの希薄化などの家庭や家庭を取り巻く社会環境の変化から、家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。

家庭の教育力を向上させるためには、親が、親としての学びや経験を通じて、家庭教育についての理解を深めることが重要となります。

子どもたちへの有害環境対策

一般書店やインターネット等のメディア上の性や暴力等に関する有害情報、また、インターネット上のいじめ等は、子どもたちにとって悪影響を与えると懸念されています。

また、これらは子どもたちの携帯電話の利用増加やインターネット等の普及により容易に閲覧できる状況にあります。

このため、携帯電話及びインターネット等におけるフィルタリングや各種サービスの普及促進が求められています。

4 子育てを支援する生活環境への課題

安心して外出できる環境の整備

妊産婦や乳幼児連れの親などが安心して外出できる道路交通環境の整備や、事故の危険性が多い通学路においては、歩道の整備など、安全で安心な歩行空間を確保することが重要となっています。

また、すべての人が安心して外出できるよう、公共施設等においては、「どこでも、だれでも、自由に、つかいやすい」というユニバーサルデザインの考え方による子育て環境の整備が求められています。

さらに、子どもや子ども連れの親等が犯罪等の被害に遭わないように、道路や公園、駐車場など犯罪防止に配慮したまちづくりが必要となっています。

5 仕事と生活の調和への課題

仕事と子育ての両立

核家族化や女性の社会進出により、子育てを取り巻く環境は大きく変化していますが、社会の慣習には依然として男女の役割に対する固定的な考え方が残っているところもあります。男女を問わず、個人としての能力や個性を十分に発揮するためには、社会全体の意識改革が必要となります。

また、子どもの急な病気やケガなどによる休暇取得の困難さや、仕事のため子どもとふれあう機会が取れない状況等、仕事と生活の調和を考えた多様な働き方を実現させるためには、育児休業などが気兼ねなく取れる職場環境の促進や働きながら子育てを楽しむことのできる職場環境づくりが重要となっています。

さらに、男女がお互いに仕事と子育てを両立させていくためには、お互いが協力して子育てに取り組んでいくことが重要となっています。そのためには、男性の育児休業の取得など、社会全体の意識改革を含めた男性の働き方の見直しが必要となります。

6 子どもの安全の確保への課題

子どもの交通安全の確保

子ども等を交通事故から守るため、警察や学校、関係団体や地域がお互いに連携した協力体制のもとに、総合的な交通事故の防止に努めた取組みを推進していく必要があります。

子どもを犯罪等の被害から守るための活動

子どもを犯罪等の被害から守るため、関係団体や地域の協力のもとに、子どもを対象とする犯罪の取締りや通学路等のパトロール、犯罪等に関する敏速な情報提供や情報交換等が求められています。

被害に遭った子どものケア

犯罪や、いじめ、児童虐待等により被害を受けてしまった子どもに対して、再発防止に向けた地域の見守りをはじめ、子どもに対するカウンセリングなど心のケアの充実が求められています。

7 要保護児童への対応などの取組みへの課題

児童虐待防止に向けた取組み

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待防止に向けた発生予防から早期発見・早期対応、さらには保護・自立支援に至るまで切れ目のない総合的な支援が必要となっています。

このために、子育て中の親の精神的な負担の軽減体制の確立や、児童虐待の発生が疑われる場合には、関係機関との連携を含めた、敏速かつ具体的な対策が行えるよう体制の整備が重要となっています。

ひとり親への支援

母子家庭等が増加しているなかで、母子家庭等における児童の健全な育成を図るために、生活や就労に関する自立支援が重要となっています。

ひとり親家庭等が心豊かに安心して生活を送れるよう、相談体制の充実や経済的な自立の促進が必要とされています。

障がい児への施策

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るために妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進することが必要とされています。

また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の連携により、子どもの発達段階に合わせた、適切な医療及び医学的な支援の提供、教育における支援の充実が求められています。

さらに、広汎性発達障害（PDD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）を含む特別な教育や療育が必要な障がい児については、障がいの状態に応じた適切な教育支援や放課後児童クラブの受入れ推進など、将来の自立や社会参加に向けた様々な支援策を行うことが必要となっています。

小川町みんなの声**相談体制**

- ・相談するところをもっと増やしてほしい。
- ・子育てに関する相談は、土曜日や夜間に相談できるサービスがあれば利用したい。
- ・24時間相談できるところがほしい。
- ・平日行けないのでインターネットやメールでの相談を受け付けてほしい。
- ・役場でなく、気軽に相談できる場所がほしい。

交流の場

- ・地域の老若問わず交流でき、育児で悩むママたちが、気軽に話せ、身内がそばにいないお年寄りも出てきて交流の場がもてる場所があれば良い。

子どもの育成

- ・公民館の文化講座で、子ども向けのものを増やしてほしい。
- ・子どもの健全育成のためのボランティアが在住して、子どもたちと遊び、見守ってほしい。
- ・放課後子ども教室の設置。

保育サービス

- ・気軽に子どもを見てもらえる場所があると良い。
- ・子育てを協力してくれる人が近くにいれば良いが、いないと母親の負担が多く、子どもも母親も具合が悪い時、頼る人がいないと安心して子育てができない。
- ・子どもが病気の時に預かってくれる場を増やしてほしい。病気は突然発生するものなので預けるのに予約などできません。急でも預かってくれる場があると良い。
- ・病児・病後児保育ができる施設がほしい。
- ・0歳児保育の枠を拡大してほしい。

小児医療

- ・小児科専門医院がほしい。
- ・小児科で24時間対応してくれるところがほしい。



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査より（H21.3）

小川町みんなの声

仕事と出産・育児の両立について

- ・現在は育児に専念していて、近いうちに職場復帰を考えているが、保育園が遠い。勤務先が遠いため、勤務時間を考えると、現在の保育時間では不十分である。延長保育時間の始まり時間が早く、また終了時間も遅ければ良い。
- ・小川町で仕事を探すと、サービス業のパートタイムが多い。サービス業であるので、土日の出勤が多く、休日保育があれば働きに出られる。

子どもを育てることに経済的負担がなければ、たくさん持ちたいか

- ・経済的負担がなければ、子どもをたくさん持ちたい。
- ・経済的なゆとりがあれば3人ほしい。

安心して妊娠・出産・子育てができる環境とは

- ・医療費の負担が大きい。今は支援があるので助かっている。
- ・身近な手助けがあればよい。

小児医療について

- ・現在は医療費の補助があるので、心配事があれば、すぐ病院に連れて行ける。
- ・病院の情報がわからない。
- ・小川町の小児科の休診日を分散してほしい。

子どもの教育について

- ・今の子どもは外で自由に遊ぶことができないので、運動が必要。

小川町の子育て環境について

- ・公園の遊具が減ってきている。ゲートボール場が多い。
- ・みどりが丘公園は、遊具も増えてきて良くなったが、駐車場が少ない。
- ・大豆五駄公園は遊具があり、子どもが外に出てしまうことがないので安心して利用できる。

子育て情報について

- ・町の広報は見るが、ホームページはあまり見ない。
- ・広報が配られないときは、子育て支援センターでもらうことがある。

資料：次世代育成支援に関するヒアリング調査より（H22.2）

第4章

個別施策の展開

基本方針 1 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

事業名	事業内容	所管課
学童保育の充実	保護者が安心して就労できる環境づくりのため、学童保育においては、家庭と同様の生活を送れるよう、保育内容の充実を支援します。 また、指定管理者制度の導入を図り、保護者への負担軽減を図ります。	子育て支援課
学童保育施設の充実	学童保育の利用状況や利用意向をふまえて、学童保育施設の充実を図ります。 【現状】7か所 【目標】平成26年度 7か所	子育て支援課
指導員の育成	保育内容の充実を図るため、研修を支援するなど、指導員の育成を図ります。	子育て支援課

(2) 保育サービスの充実

事業名	事業内容	所管課
一時預かり保育(一時保育)の実施	育児の疲れをリフレッシュすることや、保護者の疾病等による子どもの一時的な保育需要に応える、緊急時を含めた一時預かり保育を実施します。 【現状】1か所 【目標】平成26年度 3か所	子育て支援課
特定保育の実施	一時預かり保育で対応します。	子育て支援課
預かり保育の実施	幼稚園において時間を延長して預かる預かり保育について、その充実を図ります。	学校教育課
延長保育の実施	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を越えて保育を実施します。 【現状】4か所 【目標】平成26年度 6か所	子育て支援課
土曜日保育の充実	現在実施している土曜日保育について、開所時間の拡大を図ります。	子育て支援課

事業名	事業内容	所管課
病児・病後児保育の実施	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気の子どもの一時預かりや保育中に体調不良となった児童への緊急対応としての保育を実施します。 【新規事業】 【目標】平成26年度 1か所	子育て支援課
休日保育の実施	需要の推移を把握し、実施を検討します。	子育て支援課
障がい児保育の実施	保育所や学童保育における障がい児の受け入れを促進します。	子育て支援課
施設の安全確保	保育施設の適切な維持・管理を図ります。また、新たなサービスの実施等に当たっては、安全を確保しながら必要な改修等を行います。	子育て支援課
保育士の研修	保育の質の維持・向上を図るため、保育士の研修を推進します。	子育て支援課
情報提供の促進	保育園等の運営状況に関する情報の提供を行います。	子育て支援課

(3) 子育て支援のネットワークづくり

事業名	事業内容	所管課
地域子育て支援拠点事業の充実	子どもの健全な育成を支援するため、子育て家庭等の相談等に応じることのできる地域子育て支援センターについて、住民活動と連携し充実を図ります。 【現状】1か所 【目標】平成26年度 2か所	子育て支援課
幼稚園における教育相談・情報提供の充実	幼稚園が地域の幼児教育拠点の一部としての機能を発揮できるよう、支援を行います。	学校教育課
子育て支援サービス情報の収集・提供	保育園、児童館、子育て支援センターに配置されている子育てマネージャーを活用し、地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報の提供、ケースマネジメント、利用援助等を行います。	子育て支援課

事業名	事業内容	所管課
子育て支援ネットワークの形成	行政、関係機関、子育て NPO、地域活動団体等が連携し、地域の住民が子育てへの関心を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができる仕組みづくりを進めます。 特に、子育てが終わった世代を活用したサービスの充実、子育て用品の再利用の促進など、多様なネットワークづくりを進めます。	子育て支援課
ボランティアの活動促進	子育て支援を行うボランティア活動について、社会福祉協議会や愛育会等を中心に活性化を図ります。	子育て支援課 健康増進課 学校教育課
子育て等に関する広報活動の充実	子育て支援サービス等、多岐にわたる情報を利用者が的確に得られるよう、町の広報紙を通して提供するとともに内容の充溢を図ります。	政策推進課

(4) 児童の健全育成

事業名	事業内容	所管課
児童館の充実	子育てマネージャーを配置する等、児童館事業運営の充実を図ります。	子育て支援課
地域ぐるみの子どもの体験・交流・居場所づくり	地域ぐるみで子どもの体験活動等を促進します。このため、公民館事業の充実を図ります。 また、高齢者等との交流など、多様な交流機会をつくります。	子育て支援課 学校教育課 政策推進課 生涯学習課
小学校校庭・保育園園庭等の開放	子どもの居場所づくり、遊び場づくりのため、小学校の校庭や体育館、保育園の園庭の開放を進めます。	子育て支援課 学校教育課
子どもの権利の擁護	子どもの権利条約の啓発活動を進めるとともに、いじめや体罰など子どもへの権利侵害に対応するための取組みを強化します。	子育て支援課 福祉介護課 健康増進課 学校教育課 生涯学習課

基本方針 2 母子の健康の確保及び増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

事業名	事業内容	所管課
母子保健事業の推進		
一貫した母子保健システムの構築	個々の要支援児のカルテを作成し、一貫した母子保健システムの構築を図ります。	健康増進課 学校教育課 子育て支援課
妊産婦・新生児訪問指導	新生児については全戸訪問を行います。周産期からの支援が必要な方は、医療機関等との連携を強化し、訪問指導を行います。	
乳幼児健康診査	集団健診や子育て相談など、乳幼児健康診査の充実を図ります。	
健康相談・育児学級等	健康相談の充実を図ります。養育について特に支援が必要な家庭に対して、訪問による専門的相談指導を行います。 また、父親も参加する育児学級の充実を図ります。	
子育て活動支援	住民団体、育児サークル等への支援の充実を図ります。	
不妊治療への支援	不妊に悩む方への支援の、情報提供の充実を図ります。	健康増進課
人材の確保	保健所と連携し、その専門性を活用して母子保健事業の充実を図ります。 また、保健師をはじめとした人材の確保・育成を図ります。	健康増進課

(2) 「食育」の推進

事業名	事業内容	所管課
食育の推進	妊娠期における食生活の重要性の普及・啓発を図ります。 また、乳幼児期、学童期、思春期を通じて子どもへの食育に関する施策の展開を図り、食生活の重要性の普及・啓発に努めます。	健康増進課 子育て支援課 学校教育課
地域の食文化の伝承	地域に伝わる食文化の伝承を図ります。	健康増進課 産業観光課 学校教育課 子育て支援課

(3) 思春期保健対策の充実

事業名	事業内容	所管課
子どもの心の健康支援	学童期、思春期における心の問題が増大しており、問題を早期に発見し、適切に対応することが必要であることから、保健所で実施している子どもの心の健康相談事業の活用などにより、子どもの心の健康支援に努めます。	健康増進課 学校教育課
地域保健と学校保健の連携による健康教育の推進	思春期の子どもたちの性教育、防煙教育などの健康教育の推進を図ります。このため、保健所、教育委員会等との連携を強化します。	健康増進課 学校教育課 子育て支援課 生涯学習課
喫煙対策	生活習慣病のリスクファクター（危険因子）でもある喫煙のリスク減少対策を推進します。 特に、妊娠・育児期間中の喫煙対策の徹底を図ります。	健康増進課 学校教育課
薬物乱用防止セミナーの実施	思春期の子どもたちに対して、各学校の保健体育や体育等の教科の中で薬物乱用防止についての教育を実施します。	子育て支援課 学校教育課
性感染症予防に関する知識の普及	思春期の子どもたちに対して、各学校の保健に関する授業や保健体育の授業の中で性感染症予防についての教育を実施します。	学校教育課

(4) 小児医療の充実

事業名	事業内容	所管課
小児医療の充実	地域医療機関と連携した小児医療体制の充実を図ります。 また、町内、近隣市町村の小児医療に関する情報提供の充実を図ります。	福祉介護課 健康増進課 子育て支援課
医療費支給事業の促進	乳幼児から中学生までの子ども、ひとり親家庭、重度心身障がい児が、安心して医療を受けられるよう、医療費支給事業の充実を図ります。	子育て支援課 福祉介護課

基本方針3 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

事業名	事業内容	所管課
赤ちゃんふれあい体験事業の実施	学校教育の一環としての社会チャレンジ事業を通じて、保育園、幼稚園、児童館、子育て支援センターにおいて、乳幼児とのふれあい体験を実施します。	学校教育課 子育て支援課
おがわ男女共同参画推進プランの推進	家庭での男性の役割の充実などを目指す男女共同参画社会の実現のため、おがわ男女共同参画推進プランの推進を図ります。	総務課

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

事業名	事業内容	所管課
道徳教育の推進	善悪の判断力や命の大切さ、基本的なモラルなどの倫理観、豊かな人間性を育成するため、道徳教育を充実します。	学校教育課
健康教育の推進	養護教諭・保健主事の研修等を推進し、各小中学校における児童生徒の心と体の両面からの健康相談活動の充実を図ります。	学校教育課
幼稚園と保育園の連携	幼稚園と保育園の連携により、教育内容、保育内容の相互理解に努め、小学校への円滑な接続にむけた取組みを推進します。	学校教育課 子育て支援課



(3) 家庭や地域の教育力の向上

事業名	事業内容	所管課
家庭教育に関する学習機会の充実	保護者に対して子どもの発達段階に応じた情報提供に努めます。このため、家庭教育への理解を深める学習機会の充実を図ります。特に、妊産婦の喫煙、飲酒による本人及び胎児、乳幼児への健康影響を防止するため、健康教育等の充実を図ります。	健康増進課 学校教育課
子どもの体験活動の機会と場の拡大	子ども会、子どもエコクラブ、緑の少年団活動など、様々な体験活動の機会と場の拡充を図ります。 また、青少年相談員活動の促進により、児童の健全育成を図ります。 さらに、小中学生と乳幼児とのふれあい体験を実施します。	生涯学習課 産業観光課 学校教育課 子育て支援課

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	事業内容	所管課
受動喫煙防止対策の推進	健康増進法の趣旨に基づき、公共施設の禁煙の徹底を図るほか、子どもや妊婦の受動喫煙の防止対策を推進します。	子育て支援課 健康増進課 総務課 学校教育課
メディア・リテラシーの育成	高度情報化が進展し、インターネットが普及する中で、情報に埋没することのないよう情報を活用する能力（メディア・リテラシー）の育成を図り、情報化社会に生き抜く力の醸成を図ります。	学校教育課 子育て支援課 生涯学習課

基本方針4 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な住宅及び居住環境の確保

事業名	事業内容	所管課
優良賃貸住宅情報の提供	子育て家庭の支援のため、優良な賃貸住宅について、整備状況や優先入居の取り扱いなどの情報提供を検討します。	建設課
町営住宅の入居優先	ひとり親世帯等に対して、優先入居等公営住宅法に基づく支援を図ります。	建設課

(2) 安心して外出できる環境の整備

事業名	事業内容	所管課
段差のない幅広い歩道の整備促進	保育園や幼稚園の周辺や公共・公益施設周辺の歩道は、ベビーカーの利用等に配慮した歩道整備を推進します。	建設課
公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化	公共施設については、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づいた整備を推進します。 また、人が集まる施設（駅や大型店など）のバリアフリー化を促進します。	総務課 建設課
子育て世帯への情報提供	子育て家庭の外出を支援するため、子育てマップや施設案内、サークル案内等の情報提供を促進します。情報提供にあたっては、子育て支援関連 NPO などの活用を検討します。	子育て支援課 総務課 建設課

(3) 安全・安心まちづくりの推進等

事業名	事業内容	所管課
ユニバーサルデザインによるまちづくり	埼玉県ユニバーサルデザイン推進基本計画に基づいたまちづくりを推進します。	建設課

基本方針5 仕事と生活の調和の推進

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

事業名	事業内容	所管課
労働者への意識啓発	男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう啓発に努めます。	子育て支援課 総務課 産業観光課
企業への働きかけの推進	企業に対して、育児休業制度の充実など、子育てにやさしい企業経営を要請していきます。	産業観光課 子育て支援課

(2) 仕事と子育ての両立の推進

事業名	事業内容	所管課
ファミリー・サポート・センターの充実	ファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。 活動の充実にあたっては、他の子育て支援関連サービスとの複合化を検討します。	子育て支援課
保育サービスの充実	仕事と子育ての両立を推進するため、通常保育の他、延長保育、休日保育、一時預かり保育、病児・病後児保育等の特別保育の充実を図ります。	子育て支援課
おがわ男女共同参画推進プランの推進	家庭での男性の役割の充実などを目指す男女共同参画社会の実現のため、おがわ男女共同参画推進プランの推進を図ります。	総務課



基本方針 6 子ども等の安全の確保

(1) 子ども交通安全の確保

事業名	事業内容	所管課
交通安全運動の推進	保育園や幼稚園、小学校など、様々な場面で、交通安全教育を推進します。 また、小川町交通安全対策協議会を母体とする各交通安全団体による交通安全運動の実施を支援します。	総務課 子育て支援課 学校教育課 生涯学習課
チャイルドシートの正しい使用の徹底	チャイルドシートの利用の徹底と、正しい着用の普及を図ります。	総務課

(2) 防犯活動、防災対策の推進

事業名	事業内容	所管課
地域安全運動の推進	警察等との連携により、子どもが犯罪に巻き込まれないよう、地域安全運動を地域ぐるみで進めます。	政策推進課 学校教育課 子育て支援課 生涯学習課
防災対策の推進	地震や台風などの災害時に、児童が安全に学校から帰宅できるよう体制づくりを進めます。	総務課 学校教育課 子育て支援課 生涯学習課

(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

事業名	事業内容	所管課
家庭児童相談事業	家庭児童相談員による電話及び面接相談により、児童及び家庭内における問題の状況を聞き、対応や解決方法などを指導・助言し、事例によっては関係機関への連携により対応します。	子育て支援課
犯罪、いじめ、児童虐待等の被害に遭った子どもに対するカウンセリング	教育相談事業において、被害に遭った子どもたちのカウンセリングを行い、心のケアに対応します。	学校教育課

基本方針7 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

事業名	事業内容	所管課
児童虐待防止ネットワークの強化	児童相談所をはじめとして、医療機関、警察等との連携、協力体制の強化を図ります。 このため、要保護児童対策地域協議会の充実に図ります。	子育て支援課 福祉介護課 健康増進課 学校教育課
母子保健分野での予防対策、広報、啓発等の充実		
母子保健分野での予防対策	乳幼児健診未受診の家庭をはじめとして、児童虐待が心配される家庭への訪問等の充実に図ります。	健康増進課
広報・啓発活動	住民への児童虐待防止のための啓発活動を推進します。	子育て支援課
教育等との連携	学校や保育園等での児童虐待の予防・早期発見の取組みを強化します。	学校教育課 子育て支援課
DV（ドメスティック・バイオレンス）対策との連携	家庭内で発生しているDV（ドメスティック・バイオレンス）は暴力を感情表現や問題解決のための手段として継承される可能性が高いこと、また、DVと児童虐待は家庭内で同時に起こりうる暴力であることから、連携した取組みを推進します。	子育て支援課 総務課 学校教育課
保育園機能の強化	保育園において児童虐待防止、未然防止に関する取組みの充実に図ります。	子育て支援課



(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業名	事業内容	所管課
母子自立支援員の活用	ひとり親家庭の総合的な相談窓口として、比企福祉保健総合センターの母子自立支援員の活用を促進します。	子育て支援課
保育園等の優先利用	保育園や学童クラブの優先利用を支援します。	子育て支援課
ひとり親家庭福祉事業	母子家庭等日常生活支援事業や子育て短期支援事業など、ひとり親家庭福祉事業の充実を図ります。	子育て支援課
雇用の促進	母子家庭の自立を支援するため、自立支援計画に基づいて就労の促進を図ります。	子育て支援課 産業観光課

(3) 障がい児施策の充実

事業名	事業内容	所管課
学童クラブにおける障がい児の受入れ促進	学童クラブにおける障がい児の受入れを支援します。	子育て支援課
特別支援学校放課後対策事業	特別支援学校放課後学童クラブ入所の支援を検討します。	子育て支援課 福祉介護課
障がい児療育事業	健康増進センター等において、障がい児療育事業の充実を図ります。	健康増進課

第5章

目標事業量の設定

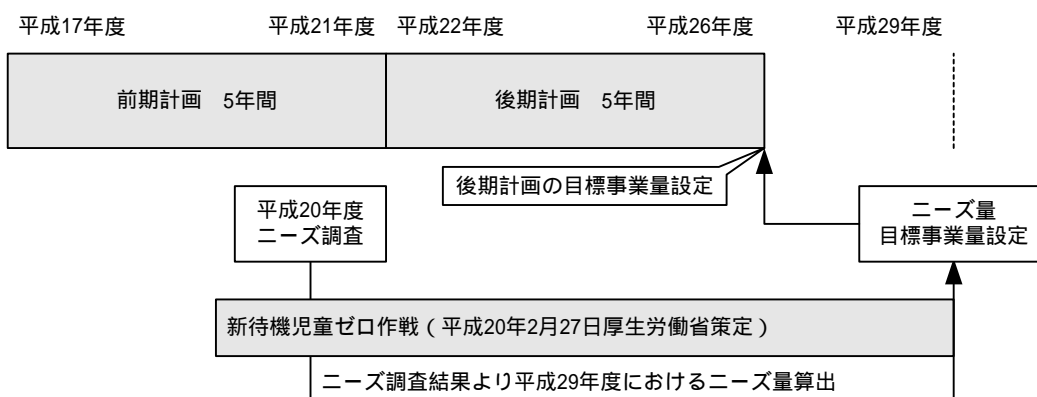
第1節 特定事業のニーズ量

次世代育成支援行動計画では、保育サービス、放課後児童健全育成事業、その他の次世代育成支援対策に係る事業について、国から定量的目標事業量の設定が求められています。小川町では次の事業について設定しました。

- 1 通常保育事業
- 2 延長保育事業
- 3 夜間保育事業
- 4 トワイライトステイ事業
- 5 休日保育事業
- 6 病児病後児保育事業
- 7 放課後児童健全育成事業
- 8 一時預かり事業
- 9 地域子育て支援拠点事業
- 10 ファミリー・サポート・センター事業
- 11 ショートステイ事業

この目標事業量については、平成20年に実施した「次世代育成支援に関するニーズ調査」結果より算出¹したニーズ量を基に設定しています。

また、これら目標事業量については、「新待機児童ゼロ作戦（平成20年2月27日厚生労働省策定）」の最終年度である平成29年度を達成年次とし、後期計画における目標事業量については、平成29年度までに達成することを目標に、現状のサービス基盤の設置状況等を踏まえ設定しています。



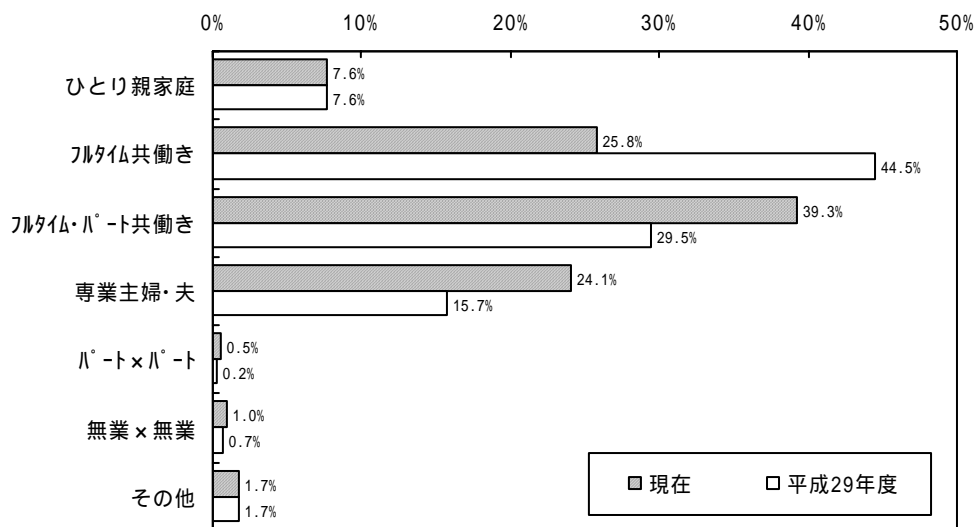
1 厚生労働省の算出方法を用いています。

家族類型の変化

平成29年度の保育サービスニーズ量は、ニーズ調査結果から今後の母親の就労希望による就労形態の変化を見込んで算出しています。

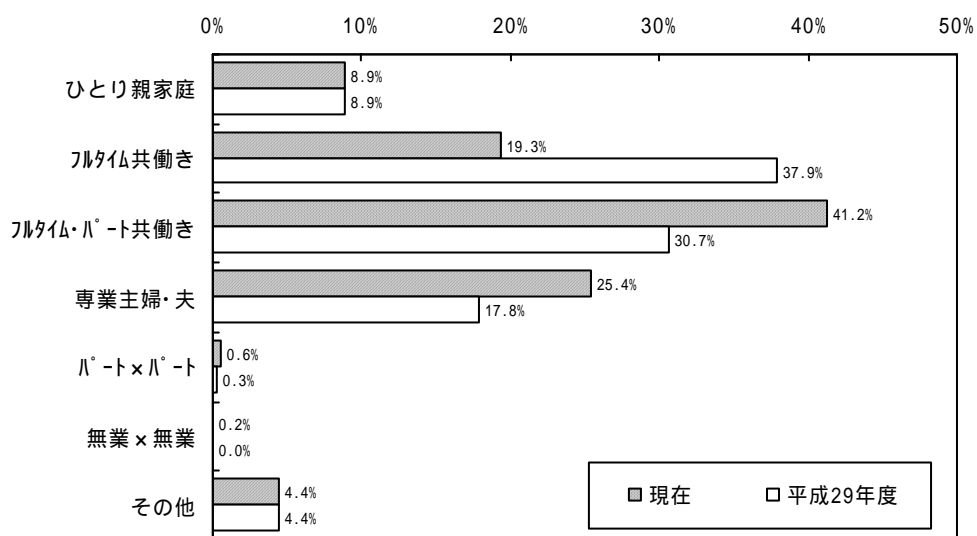
ニーズ調査結果から求める、現在の家族類型（父親や母親の就労形態の組み合わせ）及び平成29年度の家族類型をみると、母親の今後の「フルタイムへの転換希望」や「未就労者のパート、フルタイムへの就労希望」により、共働き世帯が増加すると思われます。

図 家族類型の変化（就学前児童）



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書 H21.3（就学前回答者数 407 人）

図 家族類型の変化（小学校児童）



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書 H21.3（就学回答者数 662 人）

平成 29 年度の推計人口とニーズ量

平成 29 年度の保育サービスニーズ量は、人口推計から求める平成 29 年度の 0～8 歳児数をもとに算出しています。

年齢	平成 29 年度推計人口
0 歳児	113 人
1 歳児	121 人
2 歳児	129 人
3 歳児	136 人
4 歳児	134 人
5 歳児	138 人
6 歳児	143 人
7 歳児	150 人
8 歳児	158 人

ニーズ調査結果から求めるニーズ量及びサービス利用率

ニーズ調査結果から求める、平成 29 年度における保育サービスのニーズ量及び利用率は以下のとおりとなります。

事業名	平成 29 年度ニーズ量	平成 29 年度サービス利用率
通常保育事業	0～2 歳児 318 人 3～5 歳児 211 人	0～2 歳児 87.7% 3～5 歳児 51.8%
延長保育事業	0～5 歳児 235 人	0～5 歳児 30.5%
夜間保育事業	0～5 歳児 10 人	0～5 歳児 1.3%
トワイライトステイ事業	0～5 歳児 4 人	0～5 歳児 0.5%
休日保育事業	0～5 歳児 8 人	0～5 歳児 1.1%
病児・病後児保育事業	0～5 歳児 2,399 人・日	-
放課後児童健全育成事業	6～8 歳児 193 人	6～8 歳児 42.8%
一時預かり事業	0～5 歳児 5,812 人・日	-

今回のニーズ調査からは、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、ショートステイ事業のニーズ量は算出できません。

第2節 特定事業の目標設定

1 通常保育事業

事業の内容

保護者等が仕事や病気などのため、就学前の児童を家庭で十分に保育することができない場合に、適正な保育を実施し、児童の健全な育成を図るとともにその保護者等を支援する事業です。1日11時間の保育が基準となります。

施策の方向性

共働き世帯の増加に伴い、保育所の需要は増加しています。

また、0～2歳児の低年齢児保育についても需要の拡大が予想されるので、定員数の拡大に努めます。

現状及び目標事業量

現状（平成21年4月1日現在）	目標事業量（平成26年度）
0～2歳児 入園児童数 101人	0～2歳児 定員数 270人
3～5歳児 入園児童数 350人	3～5歳児 定員数 242人
設置箇所数 7か所	設置箇所数 6か所



2 延長保育事業

事業の内容

保護者の勤務時間などにより、通常の保育では対応しきれない場合に、あらかじめ延長保育利用児童として登録されている児童を、通常の保育時間である11時間を越えて保育し、児童の健全な育成を図るとともにその保護者等を支援する事業です。

施策の方向性

共働き世帯の増加や就労形態の多様化により、延長保育の需要は増加しています。延長保育のニーズに対応するため、実施か所数を増加する方向で整備を行います。

現状及び目標事業量

現状（平成21年4月1日現在）	目標事業量（平成26年度）
0～5歳児 1日平均2人/か所 実施箇所数2か所	0～5歳児 定員数36人 実施箇所数6か所
1～5歳児 1日平均2人/か所 実施箇所数2か所	

3 夜間保育事業

事業の内容

保護者の働き方の多様化に対応するため、夜間に未就学児童を保育し、児童の健全な育成を図るとともにその保護者等を支援する事業です。

施策の方向性

需要の推移を見極めながら事業を検討します。

現状及び目標事業量

現状（平成21年4月1日現在）	目標事業量（平成26年度）
0～5歳児 0人	0～5歳児 0人

4 トワイライトステイ事業（夜間児童養護施設）

事業の内容

保護者が仕事等で帰宅が恒常的に夜間になる場合、児童養護施設等で午後9時まで預かり生活指導や夕食の提供を行うことにより、児童の健全な育成を図るとともにその保護者等を支援する事業です。

施策の方向性

需要の推移を見極めながら事業を検討します。

現状及び目標事業量

現状（平成21年4月1日現在）	目標事業量（平成26年度）
0～5歳児 0人	0～5歳児 0人

5 休日保育事業

事業の内容

日曜・祝日等の休日において、保護者の就労や、傷病及び冠婚葬祭等やむを得ない理由により、現在保育園に入園している児童を家庭で保育できない場合に、保護者の子育てを支援するとともに、児童の健全な育成を図ることを目的に休日についても保育する事業です。

施策の方向性

就労形態の多様化により、休日保育の需要は増加しています。休日保育のニーズに対応するため、実施する方向で整備を行います。

現状及び目標事業量

現状（平成21年4月1日現在）	目標事業量（平成26年度）
0～5歳児 0人	0～5歳児 9人 実施箇所数 1か所

6 病児・病後児保育事業

事業の内容

病気の回復期にあるため集団保育等が難しい児童で、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない事情によって家庭で保育が困難な児童（小学校低学年児童を含む）の保護養育を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

施策の方向性

急な病気や病気の回復期における預かり保育のニーズが増大しています。これらのニーズに対応するため、実施する方向で整備を行います。

現状及び目標事業量

現状(平成21年4月1日現在)	目標事業量(平成26年度)
0～5歳児 0人	【体調不良型】 0～5歳児 定員数0人 実施箇所数0箇所 【病児対応型・病後児対応型】 0～5歳児 定員数7人 実施箇所数1か所

7 放課後児童健全育成事業（学童保育室）

事業の内容

小学校に在籍する児童について、保護者が仕事等により昼間家庭にいない場合に、授業終了後、学校敷地内または隣接地に設置した放課後児童クラブで預かり、適切な遊びや生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図るとともに、その保護者等を支援する事業です。

施策の方向性

共働き世帯の増加に伴い、学童保育室の需要は増加しています。これらのニーズに対応するため、定員数の増加を図ります。

現状及び目標事業量

現状(平成21年4月1日現在)	目標事業量(平成26年度)
6～11歳児 利用児童数294人 実施か所数7か所	6～11歳児 定員数324人 実施箇所数7か所

8 一時預かり事業（一時保育事業）

事業の内容

保護者の働き方の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の傷病等による緊急時の保育を支援するため、保育所に入所していない児童を週3日以下、月14日以内で専用の保育室で保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的とする保育事業です。

施策の方向性

共働き世帯の増加や就労形態の多様化により、一時預かり保育の需要は増加しています。一時預かり保育のニーズに対応するため、定員数を増加する方向で整備を行います。

現状及び目標事業量

現状（平成21年4月1日現在）	目標事業量（平成26年度）
1～5歳児 定員数6人 実施か所数1か所	0～5歳児 定員数18人 実施か所数3か所

9 地域子育て支援拠点事業

事業の内容

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とした事業です。

施策の方向性

ニーズに対応するため、実施する方向で整備を行います。

現状及び目標事業量

現状（平成21年4月1日現在）	目標事業量（平成26年度）
0か所	2か所 センター型1か所 児童館型1か所

10 ファミリー・サポート・センター事業

事業の内容

地域において、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について相互援助活動を行う会員組織です。

施策の方向性

会員数の増加を図り、事業の普及に努めます。

現状及び目標事業量

現状（平成 21 年 4 月 1 日現在）	目標事業量（平成 26 年度）
1 か所	1 か所

11 ショートステイ事業

事業の内容

保護者の仕事や疾病、冠婚葬祭などにより一時的に児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護することによって、これら児童及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。

施策の方向性

需要の推移を見極めながら事業を検討します。

現状及び目標事業量

現状（平成 21 年 4 月 1 日現在）	目標事業量（平成 26 年度）
実施か所数 0 か所	実施か所数 0 か所

第6章

次世代育成支援行動計画の推進体制

1 取組方針

本計画は、小川町の少子化対策及び子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策の推進については、関係各課が連携し、全庁的に取り組んでいく必要があります。

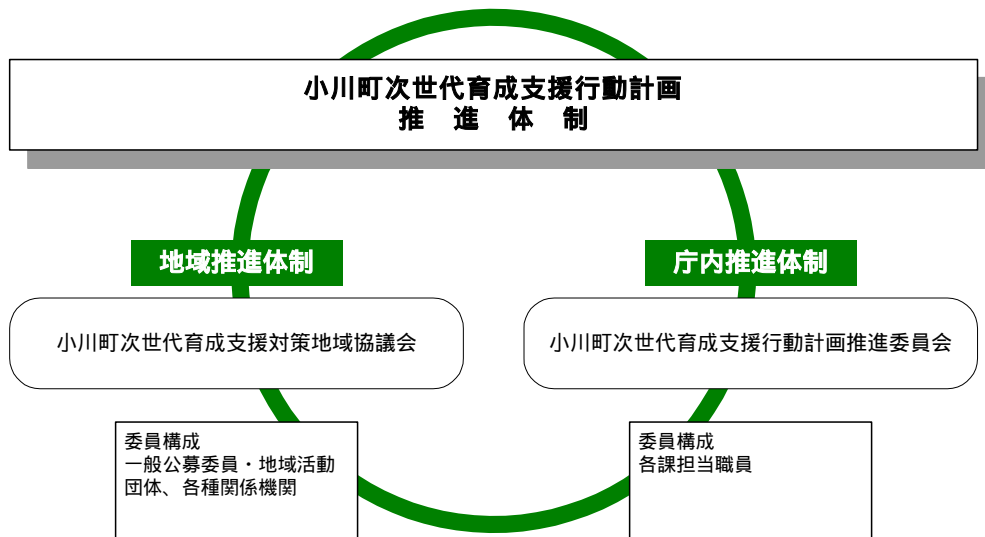
また、子育て支援は社会全体で解決する問題であるという観点から、小川町のすべての家庭や事業主、子育て支援活動をしている団体をはじめとした、町民一人ひとりが行政と協力して計画を推進します。

2 庁内推進体制

庁内の関係各課からなる「小川町次世代育成支援行動計画推進委員会」を引き続き組織し、事業実施に伴う調整や毎年度の計画実施状況の把握と検討を行います。

3 地域推進協議会の設置

町民の一般公募委員や地域活動団体、関係機関からなる「小川町次世代育成支援対策地域協議会」を引き続き組織し、毎年度の計画実施状況の把握と検討を行います。



4 計画の進捗管理と点検・評価

本行動計画の推進にあたっては、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検・評価し、その結果をその後の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

そこで、庁内の関係各課からなる「小川町次世代育成支援行動計画推進委員会」において、関係課の連携の基に、毎年度実施状況を把握・点検し、各施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、町民や各関係団体等の意見を反映させるため、「小川町次世代育成支援対策地域協議会」を引き続き組織し、多くの町民の声が生かせるように広報や町のホームページ等を活用した意見の収集に努め、本行動計画の評価、改善を継続的に進めていきます。

さらに、この計画の主人公である「子どもたちの声」や「子育て家庭の声」を中心に、利用者の視点に立った声を生かせるよう町民に意見聴取を求め、計画の実行性や見直しの検討に努めます。

進捗管理と点検・評価

推進施策	目標	所管課
小川町次世代育成支援行動計画推進委員会	年 2 回	子育て支援課
小川町次世代育成支援対策地域協議会	年 1 回	子育て支援課
広報・町のホームページ等を活用した情報公開	年 1 回	子育て支援課
利用者の視点に立った意見聴取	年 1 回	子育て支援課

利用者の視点に立った評価指標

施策分野 地域における子育ての支援
・子育てに関して不安感や負担感をもつ保護者の割合
・希望した時期に保育サービスを利用することができたと感じる割合
・子育てが地域の人に支えられていると感じる割合
・子育てについて気軽に相談できる人がいる割合
施策分野 仕事と生活の調和の推進
仕事と子育ての両立が図られていると感じる割合
施策分野 子育てを支援する生活環境の整備
地域の子育て環境が安全で安心であると感じる割合
総合評価
子育て環境が整っていると感じる割合 等

資料：一部、後期行動計画策定の手引きより（平成 21 年 3 月 厚生労働省）

資料編

1 計画策定の経緯

年 月 日	内 容
平成20年 12月17日	第1回 小川町次世代育成支援後期行動計画庁内検討委員会 ・小川町次世代育成支援前期行動計画と進捗状況について ・小川町次世代育成支援後期行動計画策定について ・後期行動計画策定に関するニーズ調査について
12月19日	第1回 小川町次世代育成支援後期行動計画策定委員会 ・小川町次世代育成支援前期行動計画と進捗状況について ・小川町次世代育成支援後期行動計画策定について ・後期行動計画策定に関するニーズ調査について
平成21年 1月13日～1月23日	次世代育成支援に関するニーズ調査の実施 ・就学前児童保護者502人 ・就学児童保護者700人
3月24日	第2回 小川町次世代育成支援後期行動計画庁内検討委員会 ・小川町次世代育成支援ニーズ調査報告書について ・平成21年度小川町次世代育成支援後期計画策定スケジュールについて
3月27日	第2回 小川町次世代育成支援後期行動計画策定委員会 ・小川町次世代育成支援ニーズ調査報告書について ・平成21年度小川町次世代育成支援後期計画策定スケジュールについて
7月16日	第3回 小川町次世代育成支援後期行動計画庁内検討委員会 ・小川町次世代育成支援に関するアンケート調査報告書について ・特定14事業に係る進捗状況について ・小川町次世代育成支援後期行動計画事業量推計報告について ・小川町次世代育成支援後期行動計画策定目標事業量について
7月23日	第3回 小川町次世代育成支援後期行動計画策定委員会 ・小川町次世代育成支援に関するアンケート調査報告書について ・特定14事業に係る進捗状況について ・小川町次世代育成支援後期行動計画事業量推計報告について ・小川町次世代育成支援後期行動計画策定目標事業量について
9月28日	第4回 小川町次世代育成支援後期行動計画庁内検討委員会 ・次世代育成支援行動計画（前期計画）の進捗について ・次世代育成支援対策（後期計画）の「理念、視点、基本目標（案）」について ・次世代育成支援行動計画（後期計画）の施策体系図について

年 月 日	内 容
10月1日	第4回 小川町次世代育成支援後期行動計画策定委員会 ・次世代育成支援行動計画前期計画事業評価の修正について ・次世代育成支援対策（後期計画）の「理念、視点、基本目標（案）及び施策体系図（案）」について
12月15日	第5回 小川町次世代育成支援後期行動計画庁内検討委員会 ・小川町における少子化等について ・後期計画個別事業について ・評価指標について
12月18日	第5回 小川町次世代育成支援後期行動計画策定委員会 ・小川町における少子化等について ・後期計画個別事業について ・評価指標について
平成22年 2月1日～3月3日	パブリックコメントの実施 ・広報「おがわ」、町のホームページに意見募集について掲載 ・子育て支援課窓口、子育て支援センター、児童館、町立保育園、公民館で公表
2月3日	ヒアリング調査の実施 ・保健センター利用者 ・子育て支援センター利用者
3月15日	第6回 小川町次世代育成支援後期行動計画庁内検討委員会 ・パブリックコメント実施結果について ・小川町次世代育成支援後期行動計画（案）について
3月16日	第6回 小川町次世代育成支援後期行動計画策定委員会 ・パブリックコメント実施結果について ・小川町次世代育成支援後期行動計画（案）について

2 次世代育成支援に関するニーズ調査報告

(1) 調査目的

後期計画の策定にあたり、就学前児童（0歳～6歳）、就学児童（7歳～12歳）保護者の保育や子育てに関するニーズ、児童・生徒の生活状況等、子育てに対する考え方等を把握し、将来必要なサービスの事業量算出及び支援策検討の基礎資料とし、後期計画に反映させることを目的にアンケート調査を実施しました。

(2) 調査設計

調査対象及び抽出方法

本調査は、小川町に在住の就学前児童及び就学児童の保護者を対象に実施しました。

調査対象者数、抽出方法等については、下表のとおりとなります。

区 分	調査対象者数		調査対象
就学前児童	町内の幼稚園・保育園の児童 480人		全児童抽出
	その他 22人		無作為抽出
就学児童	町内小学校 1～3年生の児童	700人	第1クラス全児童
	町内小学校 4～6年生の児童		無作為抽出

住民基本台帳人口は平成21年1月1日現在

調査時期及び調査方法

調査時期：平成21年1月

調査方法：調査票による本人記入方式。学校や施設を通じた手渡し（一部郵送及び手渡し）による配布・回収調査。

(3) 回収率

就学前児童及び就学児童の保護者の回収率は、下表のとおりとなります。

区 分	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	502	407	81.1%
就学児童	700	662	94.6%

(4) 調査項目

就学前児童及び就学児童の保護者

共通項目：年齢、性別、家族の状況などの属性

個別項目：

就学前児童保護者：両親の就労状況、保育サービス及び子育て支援サービスの利用状況と認知度・利用意向・満足度、小川町の子育て環境等

小学生児童保護者：両親の就労状況、放課後児童クラブの利用状況と利用意向、保育サービス及び子育て支援サービスの利用状況と認知度・利用意向・満足度、小川町の子育て環境等

調査結果の概要については、第2章 第3節「ニーズ調査からみた子育て状況」に掲載しています。

3 次世代育成支援に関するヒアリング調査報告

(1) 調査目的

後期計画の策定にあたり、保護者の保育や子育てに関するニーズ、児童・生徒の生活状況等、子育てに対する考え方等を把握し、支援策検討の基礎資料とし、後期計画に反映させることを目的にヒアリング調査を実施しました。

(2) 調査対象

- ・子育て支援センター利用保護者（約12名）
- ・2歳児健診受診保護者（4名）

(3) ヒアリング項目

- ・仕事と出産・育児の両立について
- ・子育ての経済的負担について
- ・安心して妊娠・出産・子育てができる環境について
- ・小児医療について
- ・子どもの教育について
- ・小川町の子育て環境（施設面や防犯面等）
- ・子育て支援の情報提供について

4 小川町次世代育成支援後期行動計画策定委員会設置要綱

平成 20 年 10 月 2 日 告示第 83 号

(設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条に規定する次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「後期行動計画」という。)について審議するため、小川町次世代育成支援後期行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じ、後期行動計画に関し審議を行い、計画原案を町長に答申する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、次代の社会を担う子どもの育成に関し識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了するまでの期間とする。ただし、欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会長は委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、後期行動計画の策定の日にその効力を失う。

5 小川町次世代育成支援後期行動計画策定委員会委員名簿

選出区分	関係団体	役職	氏名
保育関係者	小川保育園	園長	尾島 牧人
	小川町学童保育連絡協議会	会長	大曾根 正澄
	ファミリー・サポート・センター	アドバイザー	山崎 純子
医療関係者	比企医師会	理事	内田 博之
地域活動団体	青少年相談委員	代表	新井 亜沙美
	子育てサークルトトロ	代表	山脇 智鶴
	小川町区長会	会長	落合 康之
福祉関係者	主任児童委員	代表	馬場 吉隆
教育関係者	おがわ幼稚園	園長	渡辺 和子
	小川町 PTA 連合会		玉川 光宏
	小中学校校長会	会長	沖田 達雄
児童福祉関係機関	川越児童相談所	副所長	栗原 幸夫
	比企福祉保健総合センター	地域福祉部長	田川 保幸
学識経験者	立正大学学園	社会福祉学部 准教授	大竹 智
企業関係者	小川町商工会	会長	小久保 文雄
勤労者代表	比企西部地区労	執行役員	小久保 晶良
町民代表			山崎 政浩
			北嶋 栄子

：会長 副会長

6 小川町次世代育成支援後期行動計画庁内検討委員会設置要綱

平成 20 年 10 月 1 日 訓令第 8 号

(設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条に規定する次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「後期行動計画」という。)の策定に当り、庁内の関係課の職員により必要な事項を検討するため、小川町次世代育成支援後期行動計画策定庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

後期行動計画の基本方針に関すること。

後期行動計画の案に関すること。

その他後期行動計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 検討委員会は、副町長及び別表に掲げる者をもって組織する。

2 検討委員に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は副町長とし、副委員長は、委員の互選により選出する。

4 委員長は、検討委員会を総括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 検討委員会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(その他)

第 6 条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 この訓令は、後期行動計画の策定の日によりその効力を失う。

別表（第3条関係）

所 属	人 数
総 務 課	1
政 策 推 進 課	1
福 祉 介 護 課	1
健 康 増 進 課	1
子 育 て 支 援 課	2
産 業 観 光 課	1
建 設 課	2
学 校 教 育 課	1
生 涯 学 習 課	1

小川町次世代育成支援行動計画

豊かな大地に輝く笑顔 地域が育む 小川町一

平成 22 年 3 月発行

発 行 小川町

編 集 小川町 子育て支援課

〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚 55

TEL 0493-72-1221 (代表)

FAX 0493-74-2920

<http://www.town.ogawa.saitama.jp/>
